



第三条の表総務部の項の次に次のように加える。

入札執行課	入札審査課	入札企画課	総務事務センター	統制課	管財課	税務課
-------	-------	-------	----------	-----	-----	-----

県民生活部	広聴広報課	NPO活動推進課	人権推進課	県政情報センター	文化振興課	国際課	青少年課	男女共同参画課	消費生活課	交通安全課
-------	-------	----------	-------	----------	-------	-----	------	---------	-------	-------

第三条の表環境部の項中「廃棄物指導課」を「産業廃棄物指導課」に、「みどり自然課」を「自然環境課」に改め、同表産業労働部の項中「雇用対策課」を「就業支援課」に、「職業能力開発課」を「産業人材育成課」に改める。

第五条の見出しを「(会計管理者の補助組織)」に改め、同条第一項中「出納局」を「出納総務課及び会計管理課」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項中「掲げる部局」を「掲げる部」に、「次項」を「第三項」に、「当該部局」を「当該部」に改め、同項の表中「部局名」を「部名」に、

総合政策部	政策課
総務部	文書課

を

企画財政部	企画総務課
総務部	人事課
県民生活部	広聴広報課

改め、同表出納局の項を削り、同条第二項中「部局」を「部及び会計管理者の補助組織」に、「文書課」を「人事課」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 会計管理者の補助組織においては、出納総務課を当該組織の主管課とする。

第六条の二の見出しを「(企画財政部各課の事務)」に改め、同条中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、同条政策総務課の項を次のように改める。

企画総務課

一 八都府市首脳会議に関する事。

二 知事会等に関する事。

三 国の施策及び予算編成に対する要望に関する事。

四 基地跡地に関する事。

五 基地周辺整備の促進並びに自衛隊及び米軍に係る航空事故防止等の連絡調整に関する事。

六 地方分権の推進に係る総合調整(国と県の関係に係るものに限る。)に関する事。

七 国土形成計画(他の機関において所掌するものを除く。)に関する事。

八 首都圏整備計画(他の機関において所掌するものを除く。)に関する事。

九 東京事務所との連絡調整に関する事。

第六条の二人事課の項、職員課の項、文化振興課の項及び国際課の項を削り、同条計画調整課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、同項の次に次の一項を加える。

財政課

一 県の予算に関する事。

二 県議会に関する事。

三 前二号のほか、県財政(他の機関において所掌するものを除く。)に関する事。

四 行政改革の推進に関する事。

第六条の二行政管理課の項第四号を次のように改める。

四 行政改革の推進に関する事。

第六条の二行政管理課の項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 職員の意識改革に関すること。
- 六 官民連携の推進に関すること。

第六条の二行政管理課の項に次の二号を加える。

- 八 指定管理者制度に関すること。
- 九 改革政策局長等の庶務に関すること。

第六条の二行政管理課の項を同条改革推進課の項とし、同項の次に次の二項を加える。

#### IT推進課

- 一 情報通信技術に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。
- 二 電子県庁構築等に係る施策の推進に関すること。
- 三 高度情報化、情報処理及び電気通信に係る知識の普及及び指導に関すること。

四 情報システムの再編の推進に関すること。

五 情報システム調達の支援に関すること。

#### システム調整課

- 一 情報セキュリティに関すること。
- 二 情報ネットワークの整備に関すること。
- 三 電子計算システムの管理運営に関すること。
- 四 IT推進課の庶務、予算及び経理に関すること。
- 五 電子サービス推進室長等の庶務に関すること。

第六条の二地方分権支援課の項第二号中「総合調整」の下に「(他の機関において所掌するものを除く。)」を加え、同項第十号中「地域創造センター」を「地域振興センター」に、「地域振興及び地方分権に係るものに限る」を「他の機関において所掌するものを除く」に改め、同項を同条地域政策課の項とする。

第七条中文書課の項の次に次の二項を加える。

#### 人事課

- 一 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他勤務条件に関すること。
- 二 職員の人材開発に関すること。
- 三 位勲(戦没者に係るものを除く)、褒賞及び表彰に関すること。
- 四 地方公務員災害補償基金に関すること。

五 非常勤職員の公務災害補償に関すること。

六 彩の国さいたまづくり広域連合に関すること(構成団体としての事務に限る。)

#### 職員課

- 一 職員の厚生福利及び衛生管理に関すること。
- 二 恩給に関すること。
- 三 地方職員共済組合に関すること(他の機関において所掌するものを除く。)
- 四 職員互助会に関すること(他の機関において所掌するものを除く。)
- 五 職員会館の管理運営(厚生福利に係るものに限る。)
- 六 埼玉県弘済会に関すること。
- 七 職員住宅の管理に関すること。

第七条文書課の項第八号中「民法第二十四条によるもの」を「公益社団法人及び公益財団法人並びに特例民法法人及び移行法人に限る。」に改め、同条財政課の項、人権推進課の項、広聴広報課の項、県政情報センターの項及びIT企画課の項を削り、同条総務事務センターの項第二号中「及び旅費システム」を「旅費システム及び総務事務システム」に改め、同項に次の三号を加える。

- 三 地方職員共済組合に関すること(資格の得喪及び短期給付事業に限る。)
  - 四 職員互助会に関すること(給付事業に限る。)
  - 五 児童手当法に基づく職員の児童手当に関すること。
- 第七条総務事務センターの項の次に次の三項を加える。
- 入札企画課
- 一 建設工事に係る契約事務の企画調整に関すること。
  - 二 電子入札共同システムの管理運営に関すること。
  - 三 契約局長及び技術評価幹等の庶務に関すること。

#### 入札審査課

- 一 建設工事の契約事務及び進行状況に係る情報の管理に関すること。
  - 二 建設工事に係る競争入札の参加者の資格に関すること。
  - 三 物品等に係る競争入札の参加者の資格に関すること。
- 入札執行課
- 一 契約事務に係る企画及び指導に関すること。
  - 二 特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札

三 物品の調達に関すること。

第七条県民・消費生活課の項、NPO活動推進課の項、青少年課の項、男女共同参画課の項及び交通安全課の項を削る。

第七条の三環境政策課の項第八号及び第九号を次のように改める。

八 国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律の施行に關すること。

九 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に關する法律の施行に關すること。

第七条の三環境政策課の項中第十号から第十三号までを削り、第十四号を第十号とし、同条温暖化対策課の項第三号を削り、同項第四号中「廃棄物指導課」を「産業廃棄物指導課」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 環境みらい資金の助成及び融資に關すること。

第七条の三温暖化対策課の項第十一号を次のように改める。

十一 さいたま環境創造基金(会計管理課において所掌するものを除く。)に關すること。

第七条の三温暖化対策課の項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもの及び他の機関において所掌するものを除くほか、環境の保全及び創造に關すること。

第七条の三青空再生課の項第十一号中「内分泌かく乱化学物質その他」を削り、「及びその他」を「及び」に改め、同条水環境課の項第十号中「内分泌かく乱化学物質その他」及び「及び内分泌かく乱化学物質対策の調整等」を削り、同条廃棄物指導課の項を同条産業廃棄物指導課の項とし、同条資源循環推進課の項第五号、第六号及び第八号中「廃棄物指導課」を「産業廃棄物指導課」に改め、同条みどり自然課の項第一号中「並びに緑地の保全及び創造」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号を削り、第十一号を第六号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第七号とし、第十五号を第八号とし、同号の次に次の六号を加える。

九 砂利採取法の施行に關すること。

十 採石法の施行に關すること。

十一 埼玉県土採取条例の施行に關すること。

十二 農地法に基づく農地の転用(砂利採取に係るものに限る。)に關すること。

十三 彩の国みどりの基金及びさいたま緑のトラスト基金(寄附金、積立金等財務に關することに限る。)に關すること。

十四 みどり再生推進室長等の庶務に關すること。

第七条の三みどり自然課の項中第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を削り、同項を同条自然環境課の項とし、同条を第七条の四とする。

第七条の二危機管理課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「地域創造センター」を「地域振興センター」に改め、同号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 消防学校及び防災航空センターとの連絡調整(人事、組織及び定数の管理並びに予算及び決算等に係るものに限る。)に關すること。

第七条の二消防防災課の項第九号中「危機管理課において所掌するものを除く。」「を削り、同項第十六号中「地域創造センター」を「地域振興センター」に改め、同項第十七号中「連絡調整」の下に「危機管理課において所掌するものを除く。」「を加え、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

(県民生活部各課の事務)

第七条の二 県民生活部の課及びセンターにおいては、次の事務を所掌する。

広聴広報課

一 広聴及び広報活動の総合的企画及び調整に關すること。

二 県の魅力の発信に關すること。

三 県民の日に係る各種行事の推進に關すること。

四 県章、県旗、県歌等に關すること。

五 憲法の普及に關すること。

六 世論調査等県民の意向調査に關すること。

七 県民からの意見、要望等の調整に關すること。

八 県民相談に關すること。

九 来庁者の案内及び庁内放送に關すること。

十 広報刊行物の発行に關すること。

十一 テレビジョン、ラジオ、新聞等による広報に關すること。

十二 インターネットによる広聴及び広報に關すること。

十三 地域振興センターとの連絡調整（県民活動及び県民生活の総合的な支援に係るもののうち、他の機関において所掌するものを除く。）に関する事  
 十四 平和資料館との連絡調整に関する事  
 十五 前各号のほか、広聴及び広報に関する事  
 NPO活動推進課

一 特定非営利活動促進法の施行に関する事  
 二 NPO活動の促進に関する事  
 三 NPO活動及びコミュニティ活動に関する施策の総合的企画及び調整に関する事

四 県民活動総合センターの管理に関する事

五 いきいき埼玉に関する事

六 地域振興センターとの連絡調整（特定非営利活動促進法の施行並びにNPO活動及び県民活動の促進に係るものに限る。）に関する事

人権推進課

一 人権施策の総合的企画及び調整に関する事

二 人権啓発の推進に関する事

三 同和問題に関する事

県政情報センター

一 個人情報保護の保護に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事

二 埼玉県情報公開条例の施行に関する事

三 埼玉県個人情報保護条例の施行に関する事

四 前三号のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する施策の総合的企画及び調整に関する事

五 政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例の施行に関する事

六 県政情報の収集及び提供に関する事

文化振興課

一 文化振興に係る総合的企画及び調整に関する事

二 埼玉会館、熊谷会館及び彩の国さいたま芸術劇場の管理に関する事

三 埼玉県芸術文化振興財団に関する事

四 前各号のほか、文化行政に関する事

国際課

一 国際化に関する施策の総合的企画及び調整に関する事

二 国際交流に関する施策の推進に関する事

三 国際協力に関する施策の推進に関する事

四 地域の国際化に関する施策の推進に関する事

五 埼玉県国際交流協会に関する事

六 パスポートセンターとの連絡調整に関する事

七 前各号のほか、外事務務に関する事

青少年課

一 青少年対策に係る総合的企画及び調整に関する事

二 青少年問題の調査及び研究に関する事

三 青少年の健全育成のための組織及び施設に関する事

四 青少年の研修に関する事

五 埼玉県青少年健全育成条例の施行に関する事

六 青少年による国際サッカー大会の開催に関する事

七 青少年関係機関との連絡調整に関する事

八 地域振興センターとの連絡調整（青少年の健全育成に係るものに限る。）に関する事

九 青少年総合野外活動センターの管理に関する事

十 前各号のほか、青少年問題に関する事

男女共同参画課

一 男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的企画及び調整に関する事

二 男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に関する事

三 男女共同参画社会の実現に関する調査及び研究に関する事

四 埼玉県男女共同参画推進条例の施行に関する事

五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に関する事

六 売春防止法の施行に関する事

七 婦人相談センター及び男女共同参画推進センターとの連絡調整に関する事

八 前各号のほか、女性の地位向上及び男女平等の推進に関する事

## 消費生活課

- 一 消費者行政の総合的企画及び調整に関する事
- 二 不当品類及び不当表示防止法の施行に関する事
- 三 消費生活協同組合法の施行に関する事
- 四 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の施行に関する事
- 五 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する事
- 六 国民生活安定緊急措置法の施行に関する事
- 七 特定商取引に関する法律の施行に関する事
- 八 消費生活用製品安全法の施行に関する事
- 九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関する事
- 十 割賦販売法の施行に関する事
- 十一 消費生活支援センターとの連絡調整に関する事
- 十二 前各号のほか、消費者行政に関する事

## 交通安全課

- 一 交通安全対策に係る総合的企画及び調整に関する事
  - 二 交通安全対策基本法の施行に関する事
  - 三 交通安全運動の推進に関する事
  - 四 交通安全教育及び指導に関する事
  - 五 交通事故相談に関する事
  - 六 県民防犯推進室長の庶務に関する事
  - 七 前各号のほか、交通安全対策に関する事
- 第八条少子政策課の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 社会福祉法の施行(主として児童厚生施設を運営する法人の認可等に関する事)に関する事。

四 児童福祉法の施行(児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に関する事に限る。)に関する事。

第八条子育て支援課の項第一号を削り、同項第二号中「及び児童厚生施設」を削り、「もの」を「こと」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び児童厚生施設並びに放課後児童健全育成事業」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第九条保健医療政策課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「試験及び免許」の下に「登録販売者の試験及び登録」を加え、「登録」を「登録」に改め、「係るもの」の下に「登録にあつては登録並びに登録証の交付及び書換えに係るもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 埼玉県医療費適正化計画の策定及び進捗管理に関する事。

第九条国保医療課の項第二号中「老人保健法の施行(医療等の保健事業、保険医療機関等の指導及び検査に係るものに限る。)」を「高齢者の医療の確保に関する法律の施行(他の機関において所掌するものを除く。)」に改め、同項第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条医療整備課の項第三号中「試験」の下に「及び免許」を加え、同項第五号中「診療放射線技師法」の下に「診療エックス線技師にあつては、免許に関する事を除く。)」を加え、同条健康づくり支援課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条食品安全課の項第十号中「及び食品安全副局長」を削り、同条業務課の項第一号中「施行」の下に「試験、登録及び」を加える。

第十条産業労働政策課の項第十三号中「産業労働センターとの連絡調整」を「地域振興センターとの連絡調整(産業労働に係るものうち他の機関において所掌するものを除く。)」に改め、同条新産業育成課の項第二号中「総合的企画及び調整」を「企画及び調整(他の機関において所掌するものを除く。)」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 地域産業のブランド化に係る施策の推進に関する事。

第十条新産業育成課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域への研究及び産業機能の集積の促進に関する事。

第十条商業支援課の項に次の一号を加える。

九 地域振興センターとの連絡調整(商店街の整備及び振興に係るものに限る。)に関する事。

第十条工業支援課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施

行に關すること。

第十条企業誘致・経営支援課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に關する法律の施行に關すること。

第十条企業誘致・経営支援課の項に次の一号を加える。

十四 地域振興センターとの連絡調整（企業誘致及び経営支援に係るものに限る。）に關すること。

第十条勤労者福祉課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 労働相談に關すること。

第十条勤労者福祉課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「女性の」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項に次の一号を加える。

十八 地域振興センターとの連絡調整（労働者の福祉に係るものに限る。）に關すること。

第十条雇用対策課の項第二号中「女性の就業支援に關することを除く。」を削り、同項第七号中「雇用対策」を「就業支援」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加え、同項を同条就業支援課の項とする。

七 地域振興センターとの連絡調整（就業支援に係るものに限る。）に關すること。

第十条職業能力開発課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同項を同条産業人材育成課の項とする。

二 産業人材の育成に關すること。

第十一条農業政策課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条農産物安全課の項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同条農業支援課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に關する法律の施行に關すること。

第十一条農業支援課の項に次の一号を加える。

十五 農林総合研究センターとの連絡調整（試験研究に係るものに限る。）に關すること。

第十一条生産振興課の項第十七号中「連絡調整」の下に「（農業支援課において所掌するものを除く。）」を加え、同条流通販売課の項第五号を削り、同条森づくり課の項中第十五号から第二十号までを削り、第二十一号を第十五号とし、第二十二号を第十六号とし、第二十三号を第十七号とする。

第十二条技術管理課の項第八号中「主任工事検査員及び工事検査員」を「総合技術幹等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「廃棄物指導課」を「産業廃棄物指導課」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「設計及び」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公共工事の品質確保の促進に關する法律の施行（建設工事に係る総合評価方式の推進に關することに限る。）に關すること。

第十二条河川砂防課の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 水辺再生推進室長等の庶務に關すること。

第十二条河川砂防課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 埼玉県船舶の放置防止に關する条例の施行に關すること。

第十二条建設業課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り上げる。

第十三条都市計画課の項第四号中「みどり自然課」を「みどり再生推進室長」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域自立・活性化交付金に關すること（他の機関において所掌するものを除く。）。

第十三条公園課の項第一号中「みどり自然課」を「自然環境課」に改め、同条開発指導課の項第九号中「住宅金融公庫法」を「独立行政法人住宅金融支援機構法」に改める。

第十五条を次のように改める。

（会計管理者の補助組織各課の事務）

第十五条 会計管理者の補助組織の課においては、次の事務を所掌する。

出納総務課

- 一 会計事務の企画に関する事。
- 二 会計事務に関する指導及び研修に関する事。
- 三 支出負担行為に関する事前審査に関する事。
- 四 会計実地検査に関する事。
- 五 指定金融機関等の指定に関する事。
- 六 指定金融機関等の公金事務に関する指導及び検査に関する事。
- 七 職員の給与の支払いに関する事。
- 八 県収入証紙の出納及び保管に関する事。
- 九 公用車制度に関する企画及び指導に関する事。
- 十 県有自動車等の記録管理に関する事。
- 十一 県有自動車等の事故に伴う損害賠償等の総合調整に関する事。
- 十二 集中管理に係る公用車の運行及び保管に関する事。
- 十三 乗車証の交付に関する事。

会計管理課

- 一 歳計現金の管理に関する事。
- 二 県が設置する基金の運用に関する事。
- 三 県費に属する現金の出納に関する事。
- 四 歳入歳出外現金、有価証券及び担保品の出納及び保管に関する事。
- 五 決算の調製に関する事。
- 六 現金並びに債権及び基金の記録管理に関する事。
- 七 国の債権の管理、歳入の徴収、歳出の支出並びに歳入歳出外現金の出納及び保管(他の機関において所掌するものを除く。)に関する事。
- 八 会計検査院の行う実地検査の附帯事務に関する事。
- 九 物品に関する事務の統括に関する事。
- 十 物品の出納、保管及び処分に関する事。
- 十一 物品の記録管理(出納総務課において所掌するものを除く。)に関する事。
- 十二 共通に使用する物品等に関する事。

第十六条を削る。

第三章第一節第一款の二を同節第一款の三とする。

第十八条第二項中「地方消費税に関する事務」の下に「さいたま市内の災害対

策事務の連絡に関する事務及び浦和合同庁舎の管理に関する事務」を加え、「埼玉県大宮県税事務所、埼玉県飯能県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所においてはそれぞれの合同庁舎の管理に関する事務及び所管区域(埼玉県大宮県税事務所においては、埼玉県上尾県税事務所の所管区域)内の災害対策事務の連絡に関する事務を、埼玉県朝霞県税事務所及び埼玉県所沢県税事務所においては所管区域内の災害対策事務の連絡」を「埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県東松山県税事務所及び埼玉県本庄県税事務所においてはそれぞれの地方庁舎の管理に関する事務を、埼玉県大宮県税事務所、埼玉県飯能県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所においてはそれぞれの合同庁舎の管理」に改める。

第一款 地域振興センター

(名称、位置及び所管区域)

第十六条 埼玉県地域振興センター設置条例(平成十九年埼玉県条例第六十四号)により設置された地域振興センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
埼玉県南部地域振興センター	川口市	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
埼玉県南西部地域振興センター	朝霞市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町
埼玉県東部地域振興センター	春日部市	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡のうち松伏町
埼玉県中央地域振興センター	上尾市	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
埼玉県川越比企地域振興センター	川越市	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡(三芳町を除く)、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県西部地域振興センター	所沢市	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市

埼玉県利根地域振興センター	行田市	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡(松伏町を除く。)
埼玉県北部地域振興センター	熊谷市	熊谷市、本庄市、深谷市、児玉郡、大里郡
埼玉県秩父地域振興センター	秩父市	秩父市、秩父郡(東秩父村を除く。)

(事務)

第十六条の二 地域振興センターにおいては、次の事務を所掌する。

- 一 地域振興施策の総合調整及び推進に関すること。
- 二 市町村の行うまちづくりの支援に関すること。
- 三 地域機関の総合調整に関すること。
- 四 県の計画の策定及び推進に係る連絡調整に関すること。
- 五 市町村行財政の振興に関すること。
- 六 地方分権の推進に関すること。
- 七 県政に関する広聴及び広報に関すること。
- 八 地域機関の厚生福利に関すること。
- 九 特定非営利活動促進法に基づく事務に関すること。
- 十 埼玉県青少年健全育成条例に基づく事務に関すること。
- 十一 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づく事務に関すること。
- 十二 危機管理及び防災対策事務に関すること。
- 十三 県民活動及び県民生活の総合的な支援に関すること。
- 十四 地域の経済に関する情報の収集に関すること。
- 十五 商工会法に基づく事務に関すること。
- 十六 商工会議所法に基づく事務に関すること。
- 十七 中小企業等協同組合法に基づく事務に関すること。
- 十八 中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務に関すること。
- 十九 商工団体の指導及び育成に関すること。
- 二十 小規模事業の指導及び育成に関すること。
- 二十一 商店街の整備及び振興に関すること。
- 二十二 地域産業の振興に関すること。
- 二十三 中小企業の経営の指導及び相談に関すること。

二十四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく事務に関すること。

二十五 労使関係の安定及び労働事情の調査研究に関すること。

二十六 労働相談及び労働教育に関すること。

二十七 労働者の福祉に関すること。

二十八 就業支援に関すること。

二十九 旅行業法に基づく事務に関すること。

三十 前各号のほか、地域振興の推進に関する事務、県民生活の支援に関する事務並びに商工及び労働に関する事務に関すること。

2 前項第九号の事務のうち次に掲げる事務については、地域振興センターは、それぞれ県内全域の事務(当該地域振興センターに申請のあつたものに限る。)を所掌する。

一 特定非営利活動法人の設立の認証申請を受理すること。

二 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る公告及び縦覧に供すること。

三 特定非営利活動法人の設立の認証又は不認証を決定し、通知すること。

3 第一項に規定する事務のほか、埼玉県東部地域振興センター、埼玉県中部地域振興センター、埼玉県西部地域振興センター及び埼玉県利根地域振興センターにおいてはそれぞれの地方庁舎の管理に関する事務を、埼玉県川越比企地域振興センターにおいては川越地方庁舎の管理に関する事務を、埼玉県北部地域振興センターにおいては本庄地方拠点都市地域基本計画に係る現地調整に関する事務及び熊谷地方庁舎の管理に関する事務を、埼玉県秩父地域振興センターにおいては所管区域内のダム建設の促進及び水源地域の整備に関する事務並びに観光振興に関する事務並びに地方庁舎の管理に関する事務を所掌する。

第二十二条の二第二項第一号中「試験及び免許」の下に「登録販売者の試験及び登録」を、「書換えに係るもの」の下に「登録にあつては登録並びに登録証の交付及び書換えに係るもの」を加える。

第二十二條の三第一項第一号中「及び母子及び寡婦福祉法」を、「母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に改める。

第二十五条の二第二項中「試験及び免許」の下に「登録販売者の試験及び登録」を、「書換えに係るもの」の下に「登録にあつては登録並びに登録証の交付及び書換えに係るもの」を加える。

第三章第一節第四款の二を削る。  
第四十二条の二を削る。

第三章第二節第一款の二を削り、同節第二款を次のように改める。

第二款 県営競技事務所

(設置、名称及び位置)

第四十三条 県の経営する自転車競技に関する事務を処理させるため、県営競技事務所を置く。

2 県営競技事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県	県営競技事務所	さい	たま市

(事務)

第四十四条 埼玉県県営競技事務所においては、次の事務を所掌する。

一 自転車競技法の施行に関する事。

二 埼玉県浦和競馬組合に関する事。

三 武蔵浦和合同庁舎の管理に関する事。

第三章第二節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 パスポートセンター

(設置、名称及び位置)

第四十五条 一般旅券の交付等に関する事務を処理させるため、パスポートセンターを置く。

2 パスポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県	パスポートセンター	さい	たま市

(事務)

第四十五条の二 埼玉県パスポートセンターにおいては、次の事務を所掌する。

一 旅券法の施行に関する事。

二 渡航指導に関する事。

(支所)

第四十五条の三 埼玉県パスポートセンターに、その所掌事務の一部を処理させるため、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県	パスポートセンター川越支所	川	越市
埼玉県	パスポートセンター熊谷支所	熊	谷市
埼玉県	パスポートセンター春日部支所	春	日部市

第四十七条第四号中「特定商取引に関する法律」を「消費生活用製品安全法」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とする。

第三章第二節第三款の二を削る。

第六十八条の表中

埼玉県さいたま農林振興センター	事業推進部 普及部 農村整備部
埼玉県川越農林振興センター	事業推進部 地域普及部 技術普及部 飯能普及部 農村整備部
埼玉県東松山農林振興センター	事業推進部 地域普及部 技術普及部 農村整備部
埼玉県本庄農林振興センター	事業推進部 地域普及部 技術普及部 農村整備部
埼玉県大里農林振興センター	事業推進部 地域普及部 技術普及部 農村整備部
埼玉県加須農林振興センター	事業推進部 普及部 農村整備部

を

埼玉県さいたま農林振興センター	事業推進部 普及部 農村整備部
埼玉県東松山農林振興センター	事業推進部 普及部 農村整備部
埼玉県本庄農林振興センター	事業推進部 普及部 農村整備部
埼玉県大里農林振興センター	事業推進部 普及部 農村整備部
埼玉県加須農林振興センター	事業推進部 普及部 農村整備部
埼玉県川越農林振興センター	事業推進部 普及部 飯能普及部 農村整備部 林業部

に



公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十八条第一項の規定による公務上の災害又は通勤による災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施に関する決定に対する不服の審査に関する事務	人 事
埼玉県職員健康審査会	知事の諮問に応じ、職員の疾病に関し、審査する。	職 員 課

改め、同表埼玉県消費生活審議会の項を削り、同表埼玉県男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

埼玉県消費生活審議会	知事の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要事項を調査審議し、並びに埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の定めるところにより、消費者からの苦情に係るあつせん及び調停を行い、並びに消費者の提起する訴訟に対する援助の要否について審議する。	消 費 生 活 課
------------	---	-----------

第百八十七条の表中

埼玉県国民保護協議会	知事の諮問に応じ、県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議に関する事務	危 機 管 理 課
埼玉県防災会議	災害対策基本法第十四条第二項の規定による埼玉県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	危 機 管 理 課

埼玉県国民保護協議会	知事の諮問に応じ、県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議に関する事務	危 機 管 理 課
埼玉県防災会議	災害対策基本法第十四条第二項の規定による埼玉県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	消 防 防 災 課

に、を

埼玉県国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	国 保 医 療 課
--------------	---	-----------

埼玉県後期高齢者医療審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	国 保 医 療 課
---------------	---	-----------

改め、同表埼玉県職業能力開発審議会の項中「職業能力開発課」を「産業人材育成課」に改める。

第百八十八条第一項の表中出納局の項を削り、総合政策部の項及び総務部の項を次のように改める。

企画財政部	改革政策局長	上司の命を受け、職員定数、行政組織、職務権限、行政改革の推進、出資法人及び指定管理者に関する総合調整、行政監察、外部監査等並びに情報通信技術に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
地域政策局長	地域政策局長	上司の命を受け、市町村行政の振興、地域の総合的な整備に係る政策の企画及び立案並びに県行政と市町村行政との総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
電子サービス推進室長	電子サービス推進室長	上司の命を受け、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行、電子申請の推進及

に を

総務部	税務局長	び市町村の情報化の支援に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	契約局長	上司の命を受け、税務行政に係る企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	特別徴収対策室長	上司の命を受け、特に指定された県税の徴収及び市町村との連携による個人県民税の徴収対策に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	技術評価幹	上司の命を受け、特に指定された建設工事に係る総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表危機管理防災部の項を次のように改める。

県民生活部	県民防犯推進室長	上司の命を受け、埼玉県防犯のまちづくり推進条例の施行に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
-------	----------	--

第百八十八条第一項の表危機管理課の項中「及び国民保護」を「、国民保護及び災害対策」に改め、同項の次に次のように加える。

環境部	みどり再生推進室長	上司の命を受け、みどりと川の再生に係る政策の総合調整、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の施行、彩の国みどりの基金及びさいたま緑のトラスト基金(自然環境課及び会計管理課において所掌するものを除く。)に関する事務並びにその他緑地の保全及び創出の推進に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
-----	-----------	--

第百八十八条第一項の表農林部の項中

米づくり改革支援室長	上司の命を受け、需要に応じた米づくり改革の支援並びに米麦、大豆等の生産、出荷及び消費に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
------------	--

米づくり改革支援室長	上司の命を受け、需要に応じた米づくり改革の支援並びに米麦、大豆等の生産、出荷及び消費に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
------------	--

農地活用推進室長	上司の命を受け、農地活用の推進、都市地域農業対策、中山間地域等の振興、農村都市交流の推進、経営構造対策及びバイオマス利活用の推進に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
----------	--

改め、同表県土整備部の項を次のように改める。

県土整備部	総合技術幹室長	上司の命を受け、土木技術に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	水辺再生推進室長	上司の命を受け、水辺再生事業に係る地域連携の推進、川の国埼玉の魅力発信及び川の再生プロジェクトの推進調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表保健医療部農林部の項を次のように改める。

保健医療部	食品安全局長	上司の命を受け、農畜産物生産の安全性、適正流通の確保及び食品衛生に関する事務並びに食品の安全性の確保対策に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
農林部		

第百八十八条第三項の表本庁並びに部及び出納局の項中「並びに部及び出納局」を「及び部」に、「出納局長」を「会計管理者」に改め、同表本庁の項中

に を

副室長  
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

副室長  
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

会計管理者付  
上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。

改め、同表総合政策部の項を次のように改める。

企画財政部	行政監察幹	上司の命を受け、入札その他の事務の行政監察、外部監査、行政手続及び公益通報者保護に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-------	-------	---

第百八十八条第三項の表出納局の項を削り、同表県民・消費生活課の項中「県民・消費生活課」を「広聴広報課」に改め、同表県土整備部及び建築指導課の項中

主席工事検査員  
上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
副主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。

改め、同条第四項中「室長付、局長付」を「室長付」に、「若しくは行政監察幹」を「行政監察幹若しくは技術評価幹」に改め、「局長付及び」を削り、「あつては改革政策局長」の下に、「技術評価幹にあつては契約局長」を加え、「報道長、」及び「及び改革政策局長」を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

- 六 契約局長
- 七 電子サービス推進室長

第百八十八条第四項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 みどり再生推進室長  
第百八十八条第四項中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 農地活用推進室長  
第百八十八条第四項中第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 水辺再生推進室長  
第百八十八条第四項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 総合技術幹  
第百九十二条第一項の表中

地域創造センター	地域防災幹	上司の命を受け、危機管理及び防災対策に関する総合調整の事務を処理するとともに、当該事務について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
----------	-------	--

地域振興センター	地域防災幹	上司の命を受け、危機管理及び防災対策に関する総合調整の事務を処理するとともに、当該事務について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
埼玉県川越比企地域振興センター	地域調整幹	上司の命を受け、地域振興に関する総合調整の事務を処理するとともに、当該事務について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
埼玉県北部地域振興センター	本庄事務所長	上司の命を受け、北部地域振興センター本庄地方庁舎駐在の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

改め、同条第二項中「地域創造センター所長」を「地域振興センター所長」に改め、同条第三項の表地域創造センターの項中「地域創造センター」を「地域振興センター」に改める。

1」に改める。  
 第百九十六条第一項及び第二項中「教育研修センター」を「地域産学連携センター」に改め、同条第三項を次のように改める。  
 3 大学に、次の表の上欄に掲げる法令により設置された職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

職	職務
学長	校務をつかさどり、所属職員を統督する。
教授	特に優れた知識、能力及び実績に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	優れた知識、能力及び実績に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
助教	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第百九十六条第四項中「同表」を「それぞれ同表」に改め、同項の表に次のように加える。

大学院研究科準備室長	上司の命を受け、大学院研究科準備に関する事務を整理する。
------------	------------------------------

第百九十八条第一項中「第百九十七条」を「前条」に改め、「(短期大学部長を除く。)」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第七条文書課の項第八号の改正規定は、同年十二月一日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

総合政策部政策総務課	企画財政部企画総務課
総合政策部人事課	総務部人事課
総合政策部職員課	総務部職員課
総合政策部文化振興課	県民生活部文化振興課

3 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関の職を命ぜられたものとする。

総合政策部国際課	県民生活部国際課
総合政策部計画調整課	企画財政部計画調整課
総合政策部行政管理課	企画財政部改革推進課
総合政策部地方分権支援課	企画財政部地域政策課
総合政策部市町村課	企画財政部市町村課
総合政策部土地水政策課	企画財政部土地水政策課
総合政策部交通政策課	企画財政部交通政策課
総務部財政課	企画財政部財政課
総務部人権推進課	県民生活部人権推進課
総務部広聴広報課	県民生活部広聴広報課
総務部県政情報センター	県民生活部県政情報センター
総務部NPO活動推進課	県民生活部NPO活動推進課
総務部青少年課	県民生活部青少年課
総務部男女共同参画課	県民生活部男女共同参画課
環境部廃棄物安全課	県民生活部交通安全課
環境部産業廃棄物指導課	環境部産業廃棄物指導課
産業労働部雇用対策課	産業労働部就業支援課
産業労働部職業能力開発課	産業労働部産業人材育成課

総合政策部参事	企画財政部参事
総合政策部改革政策局長	企画財政部改革政策局長
総合政策部地域政策局長	企画財政部地域政策局長
総合政策部改革政策局長付行政監察幹	企画財政部改革政策局長付行政監察幹
総合政策部改革政策局長付主幹	企画財政部改革政策局長付主幹
総務部電子サービス推進室長	企画財政部電子サービス推進室長
総務部電子サービス推進室長付副室長	企画財政部電子サービス推進室長付副室長

総務部電子サービス推進室長付主幹	企画財政部電子サービス推進室長付主幹
総務部電子サービス推進室長付主査	企画財政部電子サービス推進室長付主査
総務部電子サービス推進室長付主任	企画財政部電子サービス推進室長付主任
総務部電子サービス推進室長付主事	企画財政部電子サービス推進室長付主事
総務部県民防犯推進室長	県民生活部県民防犯推進室長
総務部県民防犯推進室長付副室長	県民生活部県民防犯推進室長付副室長
総務部県民防犯推進室長付主幹	県民生活部県民防犯推進室長付主幹
総務部県民防犯推進室長付主査	県民生活部県民防犯推進室長付主査
総務部県民防犯推進室長付主任	県民生活部県民防犯推進室長付主任
総務部県民防犯推進室長付主事	県民生活部県民防犯推進室長付主事
埼玉県さいたま県土整備事務所治水部長	埼玉県さいたま県土整備事務所河川部長
埼玉県朝霞県土整備事務所道路公園治水部長	埼玉県朝霞県土整備事務所道路公園河川部長
埼玉県北本県土整備事務所道路公園治水部長	埼玉県北本県土整備事務所道路公園河川部長
埼玉県川越県土整備事務所治水部長	埼玉県川越県土整備事務所河川部長
埼玉県飯能県土整備事務所治水水砂防部長	埼玉県飯能県土整備事務所河川水砂防部長
埼玉県東松山県土整備事務所治水水砂防部長	埼玉県東松山県土整備事務所河川水砂防部長
埼玉県秩父県土整備事務所治水水砂防部長	埼玉県秩父県土整備事務所河川水砂防部長
埼玉県本庄県土整備事務所治水水砂防部長	埼玉県本庄県土整備事務所河川水砂防部長
埼玉県熊谷県土整備事務所治水水砂防部長	埼玉県熊谷県土整備事務所河川水砂防部長

埼玉県行田県土整備事務所道路公園治水部長	埼玉県行田県土整備事務所道路公園河川部長
埼玉県越谷県土整備事務所治水部長	埼玉県越谷県土整備事務所河川部長
埼玉県杉戸県土整備事務所治水部長	埼玉県杉戸県土整備事務所河川部長

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

副部長等(副部長、部の参事及び副参事、県土整備部の主席工事検査員、副  
主席工事検査員、主任工事検査員、改革政策局長、地域政策局長、税務局長、  
契約局長、少子化対策局長並びに食品安全局長をいう。以下同じ。)の専決す  
ることができるとする事項は、部長が、自己の専決することができる事項のうち、あ  
らかじめ指定した事項とする。

第七条第二項中「知事室長、部長及び会計管理者」を「部長」に、「総合政策  
部長」を「企画財政部長」に改める。

第八条中「改革推進室長、入札企画室長」を「技術評価幹、総合技術幹、電子  
サービス推進室長」に改め、「システム調整室長、電子サービス推進室長」を  
削り、「県民防犯推進室長」の下に「、みどり再生推進室長」を、「米づくり改  
革支援室長」の下に「、農地活用推進室長」を、「県土づくり企画室長」の下に  
「、水辺再生推進室長」を加え、「同項の表上欄に掲げる者」を「副部長等」に  
改める。

第九条第一項中「主任福祉施設検査員」の下に「、医幹」を加える。

第十二条第一項第三号中「出納局」を「会計管理者」に改め、同項第四号中「出  
納局及び」及び「、それぞれ出納局長又は」を削り、同条第三項第一号を次のよ  
うに改める。

一 副部長(部の参事及び副参事、県土整備部の主席工事検査員、副主席工事検査員及び主任工事検査員、改革政策局長、地域政策局長、税務局長、契約局長、少子化対策局長並びに食品安全局長の職務として指定された事項に係る事案については、それぞれその職にある者)

第十二条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四項中「次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる順序に従い、」を「当該事務の主務課長が」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第七条第一項の表上欄に掲げる者」を「副部長等」に改め、「(食品安全局長及び食品安全副局長にあつては、当該事項を同項の規定に基づき指定した上司)」を削る。

別表第一総務部県政情報センター所長の項受任者の欄中「~~警察庁警務部警務課(警務課)~~」を「~~県民生活部警務課(警務課)~~」に改める。

別表第二第十号を次のように改める。

<p>十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下この項において「認定法」という。)</p> <p>に基づき公益社団法人及び一般社団法人に一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この項において「整備法」という。)に基づき</p>	<p>1 認定法第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、公益認定を取り消すこと。</p> <p>2 整備法第九十六条第二項の規定に基づき、特例民法法人の解散を命ずること。</p> <p>3 整備法第三百一十一条第一項の規定に基づき、移行の認可を取り消すこと。</p>	<p>1 認定法第四条の規定に基づき、公益認定をすること。</p> <p>2 認定法第十一条第一項の規定に基づき、変更の認定(行政庁の変更を伴うものに限る。)をすること。</p> <p>3 認定法第二十五条第一項の規定に基づき、合併による地位の承継の認可をすること。</p> <p>4 認定法第二十八条第一項の規定に基づき、公益法人に対して必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</p> <p>5 認定法第二十八条第三項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>6 整備法第四十四条の規定に基づき、移行の認定をすること。</p> <p>7 整備法第四十五条の規定に基づき、移行の認可をすること。</p> <p>8 整備法第六十九条第一項の規定に基づき、特例民法法人の合併の認可をすること。</p> <p>9 整備法第九十五条の規定によ</p>
---	---	--

く特例民法法人及び移行法人に関する事務

<p>り、なお従前の例によることとされる改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条第二項の規定に基づき、解散した特例民法法人の財産の処分の許可をすること。</p> <p>10 整備法第九十九条第一項(第三百一十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、移行の認定又は認可を取り消すこと。</p> <p>11 整備法第二百二十六条第三項の規定に基づき、認可行政庁の決定に関する協議をすること。</p> <p>12 整備法第二百二十九条第一項の規定に基づき、移行法人に対して必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>13 整備法第二百二十九条第二項の規定に基づき、移行法人に対して勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>14 整備法第三百三十条の規定に基づき、移行法人の清算時の残余財産の帰属を承認すること。</p>
---

別表第三副知事専決事項の欄6中「第二条又は第三条」を「第二条第三項(第三条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄8中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7の次に次のように加える。

8 育児休業法第十条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

9 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、8の承認を取り消すこと。

10 育児休業法第十七条の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄2中「副部长、参事、改革政策局長、地域政策局長、税務局長、IT推進局長、県民生活局長、防災技術幹、少子化対策局長、総合技術幹、食品安全局長、食品安全副局長及び出納局長」を「副部长等」に改め、同欄5中「副部长、参事、改革政策局長、地域政策局長、税務局長、IT推進局長、県民生活局長、防災技術幹、少子化対策局長、総合技術幹、食品安全局長、食品安全副局長及び出納局長」を「及び副部长等」に改め、同欄7及び11中「副部长、参事、改革政策局長、地域政策局長、税務局長、IT推進局長、県民生活局長、防災技術幹、少子化対策局長、総合技術幹、食品安全局長、食品安全副局長、出納局長」を「副部长等」に改め、同欄16中「第九条」を「第十九条」に、「副部长、参事、改革政策局長、地域政策局長、税務局長、IT推進局長、県民生活局長、防災技術幹、少子化対策局長、総合技術幹、食品安全局長、食品安全副局長、出納局長」を「副部长等」に改め、同欄17から20までの規定中「副部长、参事、改革政策局長、地域政策局長、税務局長、IT推進局長、県民生活局長、防災技術幹、少子化対策局長、総合技術幹、食品安全局長、食品安全副局長、出納局長」を「副部长等」に改め、同欄に次のように加える。

21 職員の勤務時間に関する規程(昭和二十七年埼玉県訓令第十八号)第一条第三項の規定に基づき、知事室長等、部長、会計管理者及び副部长等の休憩時間を一時間とすること。

22 職員の勤務時間に関する規程第三条の規定に基づき、知事室長等、部長、会計管理者及び副部长等の休憩時間の時限における勤務を命ずること。

別表第四総合政策部の表人事課の項を次のように改める。

(電子サービス推進室長)	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)	法第三十四条第一項の規定に基づき、指定認証機関に認証事務を行わせること。	1 法第三十四条第六項の規定に基づき、指定認証機関に対し、発行手数料及び情報提供手数料の額について承認をすること。 2 法第四十六条第二項の規定に基づき、指定認証機関に対し、認証事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示すること。
--------------	---	--------------------------------------	--

事務

3 法第四十七条第二項の規定に基づき、指定認証機関に対し、認証事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又は職員に、指定認証機関の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第四総合政策部の表職員課の項及び国際課の項を削り、同表計画調整課の項機関名の欄中「~~平~~」を「~~平~~」に改め、同項の次に次のように加える。

財政課	一 地方自治法(以下この項において「法」という。)及び地方自治法施行令(以下この項において「施行令」という。)の施行に関する事務	1 法第七十四条第三項の規定に基づき、議会を招集すること。 2 法第一百零一条第一項及び第四項の規定に基づき、議会を招集すること。 3 法第四百九十九条第二号の規定に基づき、予算を調製すること。	1 法第二百二十二条の規定に基づき、予算に関する説明書を議会に提出すること。 2 法第二百十九条の規定に基づき、県議会議長から予算の送付を受け、及び予算の要領を公表すること。 3 法第二百一十一条第一項の規定に基づき、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、収入及び支出の実績又は見込みについての調査等の結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めること。 4 法第二百三十三條第二項の規定に基づき、決算及びその関係書類を監査委員の審査に付すること。 5 法第二百三十三條第五項の規定に基づき、決算に係る会計年度の主要な施策の成果を説明する書類等を作成すること。 6 法第二百三十三條第六項の規定に基づき、決算を総務大臣に
-----	--	---	--

<p>二 地方交付税 法（昭和二十</p>	
<p>1 法第十八条第一項の規定に基</p>	<p>判所に出訴すること。 5 法第七十七條第一項及び第二項の規定に基づき、収入又は支出に関する議決を再議に付すること。 6 法第七十八條第一項の規定に基づき、議会を解散すること。 7 法第二百二十條第三項の規定に基づき、予算の事故繰越を決定すること。 8 法第二百四十三條の三第一項の規定に基づき、歳入歳出予算の執行状況及び財政に関する事項を公表すること。 9 法第二百五十二條の十七の五の規定に基づき、総務大臣に対し、県の運営の合理化に関する技術的な助言若しくは勧告又は情報の提供を求めること。</p>
<p>1 法第五条第一項の規定に基づき、地方交付税の算定等に関する</p>	<p>報告し、及びその要領を公表すること。 7 法第二百四十一條第五項の規定に基づき、定額の資金を運用するための基金の運用の状況を監査委員の審査に付すること。 8 法第二百四十三條の三第二項の規定に基づき、県の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類を議会に提出すること。 9 施行令第四百十五條第一項及び第二項の規定に基づき、継続費繰越計算書及び継続費精算報告書を調製し、議会に報告すること。 10 施行令第四百十六條第二項（第一百五十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書を調製し、議会に報告すること。</p>
<p>三 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下この項において</p>	<p>五年法律第二百一十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>事務の一部を取</p>	<p>2 法第十九條第二項の規定に基づき、交付税の額の算定の基礎に用いた数の錯誤等による当該交付税の超過額の返還方法について総務大臣に意見を述べること。 3 法第十九條第七項の規定に基づき、交付税の額の算定の基礎に用いた数の錯誤等について総務大臣に異議を申し出ること。 4 法第二十条第二項の規定に基づき、交付税の額の決定等について、総務大臣に対し、衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出ること。</p>
<p>2 法第三十条第六項の規定に基づき、決算を議会の認定に付す</p>	<p>る資料を総務大臣に提出すること。 2 法第十条第四項の規定に基づき、総務大臣からの普通交付税の額の決定又は変更に関する通知を受けること。 3 法第十五條第三項の規定に基づき、特別交付税の額の決定に関する通知を受けること。 4 法第十七條の四第一項の規定に基づき、地方交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ること。</p>

「法」というの施行に関する事務	り扱う金融機関の指定に同意すること。	るに当たり、監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書等を提出すること。
四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第三条第一項の規定に基づき、健全化判断比率等を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、公表すること。 2 法第二十二條第一項の規定に基づき、資金不足比率等を記載した書類を監査委員の審査に付けて当該資金不足比率を議会に報告し、公表すること。	1 法第三条第三項の規定に基づき、健全化判断比率を総務大臣に報告すること。 2 法第二十二條第三項において準用する法第三条第三項の規定に基づき、資金不足比率を総務大臣に報告すること。

別表第四総合政策部の表行政管理課の項機関名の欄中「行政管理課」を「改修推進課」に改め、同項の次に次のように加える。

IT推進課 情報処理及び電気通信に関する事務	情報処理及び電気通信に係る基本的方針を決定すること。	情報処理及び電気通信に係る推進計画を決定すること。
---------------------------	----------------------------	---------------------------

別表第四総合政策部の表地方分権支援課の項機関名の欄中「地方分権支援課」を「改修推進課」に改め、同表市町村課の項第五号事務の種類の欄中「昭和二十五年法律第二百一十一号。」を削り、同項第七号事務の種類の欄中「（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を削り、同項第十四号部長専決事項の欄1中「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

十六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務		1 法第三条第三項及び第四項の規定に基づき、市町村の長から健全化判断比率の報告を受け、当該健全化判断比率を総務大臣に報告し、及び市町村の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表すること。 2 法第二十二條第三項において準用する法第三条第三項及び第四項の規定に基づき、市町村の長から資金不足比率の報告を受け、当該資金不足比率を総務大臣に報告し、及び市町村の長からの報告をとりまとめ、その概要を公表すること。
---	--	---

別表第四総合政策部の表土地水政策課の項第一号知事決裁事項の欄1中「同条第七項」を「同条第八項」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同欄2中「第八項」を「第九項」に改め、同欄3中「第九条第一項及び第十項」を「第九条第十項」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号部長専決事項の欄1中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同欄2中「同条第八項」を「同条第九項」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同欄5及び6中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第二号部長専決事項の欄1中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改め、同項第九号部長専決事項の欄3中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「し、又はあつせん」を削り、同表を別表第四企画財政部の表とする。

別表第四総務部の表（電子サービス推進室長）の項及び（県民防犯推進室長）の項を次のように改める。

人事課 一 職員等の任用等に関する事務（地方自治法（以下この項において「自治法」という。）、地方公務員法（以	1 自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会（労働委員会及び内水面漁場管理委員会を除く。）	1 自治法第百八十条の三の規定に基づき、職員を委員会等の職員と兼ねさせ、若しくは委員会等の職員に充て、又は委員会等の事務に従事させることを協議し、決定すること。 2 自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき、他の普
---	---	---

下この項において「地公法」という。)、災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号。以下この項において「災対法」という。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)、職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下この項において「定年制条例」という。)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号。以下この項において「派遣条例」)

2 地公法第三条第三項に規定する特別職のうち、同項第一号及び第二号に規定する者並びに同項第三号に規定する者のうち、顧問、参与及びこれらに類する者を任免し、並びに勤務条件を決定すること。

3 地公法第二十八條第一項の規定に基づき、職員をその意に反して降任し、又は免職すること。

4 地公法第二十八條第二項第二号の規定に基づき、職員をその意に反して休職すること。

5 地公法第二十八條第四項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員のうち引き続き勤務したのち退職したものを又は職員の再任用に関する条例第二條に規定する者を職員(主幹、主査及び一般職員(主査以上の職員、職務の級が大学職給料表の一級の職員、医療職給料表(一)の一級の職員、医療職給料表(三)の五級(知事の指定する職員を除く。)、四級、三級及び二級の職員並びに技能職員を除く。10において同じ。))に限る。次の7、12から16まで及び20から27までにおいて同じ。))として任期を定めて採用すること。

6 地公法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定に基づき、定年に達した職員のうち引き続き勤務したのち退職した職員、定年に達した職員のうち引き続き勤務したのち退職したもの又は職員の再任用に関する条例第二條に規定する者を職員(主幹、主査及び一般職員(主査以上の職員、職務の級が大学職給料表の一級の職員、医療職給料表(一)の一級の職員、医療職給料表(三)の五級(知事の指定する職員を除く。)、四級、三級及び二級の職員並びに技能職員を除く。10において同じ。))に限る。次の7、12から16まで及び20から27までにおいて同じ。))として任期を定めて採用すること。

7 地公法第二十八條の四第二項(第二十八條の五第二項又は第二十八條の六第三項の規定において準用する場合を含む。))の規定に基づき、職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

8 災対法第三十三條の規定に基づき、派遣職員に関する資料の提出及び交換を行うこと。

9 障害者の雇用の促進等に関する法律第十一条及び第十二条第一項の規定に基づき、身体障害者の採用に関する計画を作成し、並びに当該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。

10 主幹、主査及び一般職員の採用、転任、派遣、辞職等並びに職務の級が行政職給料表の五級の職員(医療職給料表(一))の二級の職員を含む。)、四級の職員(医療職給料表(二))の五級の職員及び医療職給料表(三)の職員及び医療職給料表(三)の職員(研究職給料表の三級の職員、医療職給料表(二))の四級の職員及び医療職給料表(三)の職員(研究職給料表の二級の職員(医療職給料表(二))の三級の職員及び医療職給料表(三)の三級の職員を含む。))及び一級の職員(研究職給料表の二級及び一級の職員、医療職給料表(一)の一級の職員、医療職給料表(二)の二級及び一級の職員並びに医療職給料表(三)の二級及び一級の職員を含む。))

通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めること。

3 自治法第二百五十二条の十七第二項ただし書の規定に基づき、派遣される職員の退職手当の負担について協議すること。

4 自治法第二百五十二条の十七第三項の規定に基づき、委員会等が職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣すること又は退職手当の負担について協議すること。

5 地公法第二十八條第二項第一号及び職員の分限に関する条例第二條の規定に基づき、職員をその意に反して休職すること。

6 地公法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定に基づき、定年に達した職員のうち引き続き勤務したのち退職した職員、定年に達した職員のうち引き続き勤務したのち退職したもの又は職員の再任用に関する条例第二條に規定する者を職員(主幹、主査及び一般職員(主査以上の職員、職務の級が大学職給料表の一級の職員、医療職給料表(一)の一級の職員、医療職給料表(三)の五級(知事の指定する職員を除く。)、四級、三級及び二級の職員並びに技能職員を除く。10において同じ。))に限る。次の7、12から16まで及び20から27までにおいて同じ。))として任期を定めて採用すること。

7 地公法第二十八條の四第二項(第二十八條の五第二項又は第二十八條の六第三項の規定において準用する場合を含む。))の規定に基づき、職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

8 災対法第三十三條の規定に基づき、派遣職員に関する資料の提出及び交換を行うこと。

9 障害者の雇用の促進等に関する法律第十一条及び第十二条第一項の規定に基づき、身体障害者の採用に関する計画を作成し、並びに当該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。

10 主幹、主査及び一般職員の採用、転任、派遣、辞職等並びに職務の級が行政職給料表の五級の職員(医療職給料表(一))の二級の職員を含む。)、四級の職員(医療職給料表(二))の五級の職員及び医療職給料表(三)の職員及び医療職給料表(三)の職員(研究職給料表の三級の職員、医療職給料表(二))の四級の職員及び医療職給料表(三)の職員(研究職給料表の二級の職員(医療職給料表(二))の三級の職員及び医療職給料表(三)の三級の職員を含む。))及び一級の職員(研究職給料表の二級及び一級の職員、医療職給料表(一)の一級の職員、医療職給料表(二)の二級及び一級の職員並びに医療職給料表(三)の二級及び一級の職員を含む。))

(平成十二年法律第五十号。以下この項において「公益法人等派遣法」という。)及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号。以下この項において「公益法人等派遣条例」という。)

- 9 九条第三項の規定に基づき、委員会又は委員から職員の派遣について協議を受けること。
- 10 副課長以上の職員の採用、転任(埼玉県人事事務取扱規程(昭和四十二年埼玉県訓令第8号)の別表の附表に掲げる職に係る任免を除く。以下この項において同じ。)、派遣、辞職等並びに主幹以上の職員の昇任及び昇格を決定すること。
- 11 国又は他の地方公共団体に対し、職員の割愛の昇任及び昇格を決定すること。
- 11 職員の昇給(復職時等調整を除く。)を決定すること。
- 12 国又は他の地方公共団体に対し、職員の割愛を依頼し、又は承認すること。
- 13 定年制条例第四条第一項の規定に基づき、定年に達した職員を、期限を定め引き続き勤務させること。
- 14 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 15 定年制条例第四条第三項の規定に基づき、定年に達した職員に対し期限を定め引き続き勤務させる場合又は期限を定め引き続き勤務させた職員に対し当該期限を延長する場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。
- 16 定年制条例第四条第四項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員を当該職員の同意を得て当該期限を繰り上げて退職させ、又は期限を定め引き続き勤務させた後当該期限を延長した職員を当該職員の同意を得て当該延長した期限を繰り上げて退職させること。
- 17 派遣条例第二条第一項の規定に基づき、職員を外国の地方公共団体の機関等に派遣すること。
- 18 派遣条例第三条第一項の規定に基づき、派遣の期間を更新すること。
- 19 派遣条例第三条第二項(同条

- を依頼し、又は承認すること。
- 12 定年制条例第四条第一項の規定に基づき、定年に達した職員を、期限を定め引き続き勤務させること。
- 13 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 14 定年制条例第四条第三項の規定に基づき、定年に達した職員に対し期限を定め引き続き勤務させた場合又は期限を定め引き続き勤務させた職員に対し当該期限を延長する場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。
- 15 定年制条例第四条第四項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員を当該職員
- 第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事委員会に協議すること。
- 20 任期付研究員法第五条第一項の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。
- 21 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条の規定に基づき、任期を定めて職員を採用すること。
- 22 任期付職員法第七条第一項の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。
- 23 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条の規定に基づき、任期を定めて職員を採用すること。
- 24 公益法人等派遣法第三条第二項の規定に基づき、職員の職員派遣の期間を延長すること。
- 25 公益法人等派遣法第五条第一項の規定に基づき、職員である派遣職員を職務に復帰させること。
- 26 公益法人等派遣法第十条第一項の規定に基づき、退職派遣者を職員として採用すること。
- 27 公益法人等派遣条例第二条第一項の規定に基づき、職員を公益法人等に派遣すること。

19 一般職の任期付職員を採用等に関する条例第二条の規定に基づき、任期を定めて職員を採用

20 公益法人等派遣法第三条第二項の規定に基づき、職員の職員派遣の期間を延長すること。

21 公益法人等派遣法第五条第一項の規定に基づき、職員である派遣職員を職務に復帰させること。

22 公益法人等派遣法第十条第一項の規定に基づき、退職派遣者を職員として採用すること。

23 公益法人等派遣法第二条第一項の規定に基づき、職員を公益法人等に派遣すること。

16 任期付研究員法第五条第一項の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。

17 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条の規定に基づき、任期を定めて職員を採用すること。

18 任期付職員法第七条第一項の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。

<p>二 職員の服務等に関する事務（地方自治法（以下この項において「自治法」という。）、地方公務員法（以下この項において「地公法」という。）、教育公務員特例法</p>	<p>1 自治法第百条第四項の規定に基づき、議会に対し、証言又は記録の提出の請求を承認し、又は承認を拒むこと。</p>	<p>20 公益法人等派遣法第三条第二項の規定に基づき、職員の職員派遣の期間を延長すること。</p> <p>21 公益法人等派遣法第五条第一項の規定に基づき、職員である派遣職員を職務に復帰させること。</p> <p>22 公益法人等派遣法第十条第一項の規定に基づき、退職派遣者を職員として採用すること。</p> <p>23 公益法人等派遣法第二条第一項の規定に基づき、職員を公益法人等に派遣すること。</p>
<p>3 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の営利企業</p>	<p>1 収用委員会事務局長の引き続き三日以上の休暇に関すること。</p> <p>2 地公法第三十四条第二項の規定に基づき、職員（知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長を除く。）が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。</p>	

(昭和二十四年法律第一号)、地方公務員の育児休業等に関する法律(以下この項において「育児休業法」という。)、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第三十八号)、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下この項において「条例」という。)及び埼玉県職員当直規程(昭和三十三年埼玉県訓令第八号。以下この項において「規程」という。)の施行に関する事務)

3 益を害する旨の声明をすること。  
地公法第三十条第二項の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。

4 等への従事(別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄15に規定する従事を除く。)を許可すること。  
職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。

イ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合  
ロ 地公法第四十六条又は第四十九条の二第一項の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求をし、又は不利益処分に関する不服の申立てをし、及びこれらに関し、人事委員会が行う審査のため出頭する場合

ハ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は審査請求人として出頭する場合  
ニ 労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合  
ホ 地公法第五十五条第十一項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合  
ヘ 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、

講義、演技等を行う場合(別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄11チ及び13トに規定する場合を除く。)

ト 県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合

5 職員(知事室長、部長、会計管理者、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の事務局長、副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長を除く。)が国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合(別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄14に規定する知事が指定する場合を除く。)において当該職員の職務に専念する義務を免除すること。  
6 4に掲げる場合のほか、収用委員会事務局長の次に掲げる場合(イ及びロの場合並びにハの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合は、引き続き三日以上のときに限る。)における職務に専念する義務を免除すること。  
イ 研修を受ける場合  
ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 知事が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合  
7 教育公務員特例法第十七条の規定に基づき、埼玉県立大学学長、副学長及び大学院研究科準備室長が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事

- 業若しくは事務に従事することを認めること。
- 8 育児休業法第二条第三項(第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。
- 9 育児休業法第五条第二項の規定に基づき、8の承認を取り消すこと。
- 10 育児休業法第十条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。
- 11 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。
- 12 育児休業法第十七条の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。
- 13 育児休業法第十九条の規定に基づき、収用委員会事務局長の部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。
- 14 条例第二条第二項の規定に基

<p>三 職員等の給与等に関する事務(埼玉県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年埼玉県条例第八十三号)、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)、職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第十八号)、職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)及び特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の施行に</p>	<p>1 埼玉県特別職報酬等審議会条例第二条の規定に基づき、特別職等の報酬等の額について特別職報酬等審議会に諮問すること。</p> <p>2 職員の給与に関する条例第十九条の三第一項(第十九条の四第五項及び第二十一条第七項において準用する場合並びに特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を行うこと。</p> <p>3 職員の給与に関する条例第十</p>	<p>15 規程第二条第一号の規定に基づき、当直管理者を指定すること。</p> <p>16 規程第十三条の規定に基づき、地域機関の当直規程適用除外申請について承認すること。</p> <p>づき、勤務時間について別に定める場合において人事委員会の承認を得ること。</p>
---	--	--

関する事務)

九条の三第三項又は第四項（第十九条の四第五項及び第二十一条第七項において準用する場合並びに特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を取り消すこと。

4 職員の退職手当に関する条例第十五条の二第二項（特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、退職手当の支給を一時差し止める処分を行うこと。

5 職員の退職手当に関する条例第十五条の二第五項又は第六項（特別職の職員

<p>四 職員団体に 関する事務 （地方公務員 法（以下この 項において 「法」という。） の施行に關す る事務）</p>	
<p>1 法第五十五条 第一項及び第九 項の規定に基づ き、職員団体と の交渉に關し、 重要な事項を決 定し、及び書面 による協定を締 結すること。</p>	<p>6 職員の旅費に 関する条例第三 十六条の規定に 基づき、外国旅 行に係る旅行手 当の支給を受け る者の範囲、額、 支給条件及び支 給方法について 任命権者から協 議を受けること。</p> <p>7 特別職の職員 の給与及び旅費 に関する条例第 一条第一項第六 号の規定に基づ き、特別職の秘 書の給料の月額 を定めること。</p>
<p>1 法第五十五条第一項の規定に 基づき、職員団体との交渉に關 し、必要な事項を決定すること。 2 法第五十五条第五項の規定に 基づき、職員団体と交渉する者 を指名すること。</p>	

六 人事委員会	五 叙勲、ほう章及び表彰に関する事務	
1 法第八条第一	<p>1 生存者叙勲（高齢者叙勲、緊急叙勲及び危篤叙勲を除く。）の候補者を主務大臣に推薦すること。</p> <p>2 黄綬ほう章、紫綬ほう章及び藍綬ほう章（遺族追賞に係るものを除く。）の候補者を主務大臣に推薦すること。</p> <p>3 埼玉県表彰規程（昭和四十二年埼玉県告示第二百七号）及び埼玉県職員表彰規程（昭和三十一年埼玉県訓令第二十二号）に基づき、被表彰者を決定すること。</p>	2 法第五十五条の二第一項ただし書及び第四項の規定に基づき、登録を受けた職員団体の役員として職員団体の業務にもつばらに従事することの許可及びその取消しを行うこと。
法第八条第一項第二号の規定に	<p>1 高齢者叙勲、緊急叙勲及び危篤叙勲の候補者を主務大臣に推薦すること。</p> <p>2 遺族追賞（紅綬ほう章、緑綬ほう章及び紺綬ほう章に係るものを除く。）の候補者を主務大臣に推薦すること。</p>	

<p>別表第四総務部の表学事課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。</p> <p>法第十三条（第百三十三条第一項及び第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校の閉鎖を命ずること。</p>	職員課	<p>一 職員の厚生福利に関する事務</p> <p>二 職員住宅及び職員寮に関する事務</p>	七 地方自治法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	<p>に係る事務（地方公務員法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務）</p>
			<p>法第百八十条の四第一項の規定に基づき、県の委員会又は委員に対して、事務局等の職員の身分取扱いについて必要な措置を勧告すること。</p>	<p>2 法第四十七条の規定に基づき、勤務条件の措置に関する要求に係る判定結果に基づいて人事委員会が行った勧告を受けること。</p>
	<p>1 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の規定に基づき、防火管理者を定め、及び解任すること。</p> <p>2 職員の衛生管理に関する計画を決定すること。</p>	<p>1 地方公務員法第四十二条の規定に基づき、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する計画を決定すること。</p>	<p>法第百八十条の四第二項の規定に基づき、県の委員会又は委員の事務局等の職員の身分取扱いに関する規則その他の規程の制定又は変更について協議を受けること。</p>	<p>2 法第百八十条の四第二項の規定に基づき、人事委員会から職員に関する制度についての研究成果の提出を受けること。</p>

別表第四総務部の表学事課の項第一号部長専決事項の欄1中「第四条(第八十三條第二項)を「第四条第一項(第三百三十四條第二項)に改め、同欄2中「第四十五條第三項」を「第五十四條第三項」に改め、同欄3中「第八十二條の八第一項」を「第三百三十條第一項」に改め、同欄4中「第八十四條第一項」を「第三百十六條第一項」に改め、同欄5中「第八十四條第二項」を「第三百三十六條第二項」に改め、同項第二号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第六十二条の規定に基づき、学校法人の解散を命ずること。

別表第四総務部の表財政課の項及び県政情報センターの項を削り、同表IT企画課の項を次のように改める。

課 査 審 入 札	
一 建設工事の請負等に係る競争入札に関する事務	埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づき、等級格付を行うこと。
二 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に関する事務	物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示に基づき、等級格付を行うこと。

別表第四総務部の表県民・消費生活課の項、NPO活動推進課の項、青少年課の項及び男女共同参画課の項を削る。

別表第四総務部の表の次に次の一表を加える。

機関名	事務の種類	知事決裁事項	部長専決事項
(県民防犯推進室長)	埼玉県防犯のまちづくり推進条例(平成十六年埼玉県条例第三十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に	条例第八條第一項の規定に基づき、防犯のまちづくりの推進に関する計画(以下この項において「推進計画」という。)を策定すること。	1 条例第八條第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計画を策定するに当たり、県民及び事業者から意見を聴くこと。 2 条例第八條第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、推進計

青少年課	国際課	県政情報センター		NPO活動推進課	
埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務	海外交流に関する事務	二 埼玉県個人情報保護条例の施行に関する事務	一 埼玉県情報公開条例の施行に関する事務	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の施行に関する事務	関する事務
1 条例第七條の三の規定に基づき、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表すること。 2 条例第十條の規定に基づき、優良な図書等又は興行を推奨すること。 3 条例第十一條の規定に基づき、有害図書等の指定をすること。 4 条例第十二條第一項の規定に基づき、有害がん具等の指定を	海外技術研修員及び県費負担海外留学生の受入れ等について計画を定めること。	埼玉県個人情報保護条例第六十四條の規定に基づき、各実施機関(同条例第五章(第五十九條を除く。)に係る事項については、県の執行機関)における同条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表すること。	埼玉県情報公開条例第三十二條の規定に基づき、各実施機関における公文書の開示の実施状況を取りまとめ、その概要を公表すること。	特定非営利活動促進法第四十三條第一項又は第二項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。	画を公表すること。 3 条例第九條第二項、第十條第二項及び第十六條第二項の規定に基づき、指針を策定すること。

消費生活課	男女共同参画課	
<p>一 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>埼玉県男女共同参画推進条例(平成十二年埼玉県条例第十二号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	
	<p>条例第十二条第一項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下この項において「基本計画」という。)を策定すること。</p>	
<p>2 法第八条第一項の規定に基づき、公正取引委員会に対し、適当な措置をとるべきことを求めること。</p>	<p>1 条例第十二条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本計画を策定すること。 2 条例第十二条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本計画を公表すること。 3 条例第十四条の規定に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を公表すること。</p>	<p>5 条例第十六条第一項の規定に基づき、有害興行の指定をすること。 6 条例第十六条の二第一項の規定に基づき、有害広告文書の指定をすること。 7 条例第十六条の二第五項の規定に基づき、有害広告文書の配布又は頒布の中止を命ずること。 8 条例第十七条第一項の規定に基づき、有害広告物の内容の変更又は除去を命ずること。</p>

<p>四 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号。以下この項において「法」という。)の施行</p>	<p>三 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>
	<p>2 法第四条第四項の規定に基づき、裁定を行うこと。</p>	<p>法第九十六条の規定に基づき、総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>
<p>2 法第七条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による指示を受けた者が正当な理由な</p>	<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、特定物資の売渡しをすべきことを指示すること。 2 法第四条第五項の規定に基づき、同条第四項の裁定をした旨を当事者に通知すること。 3 法第五条第一項の規定に基づき、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、その業務に関し報告させること。</p>	<p>1 法第五十八条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 2 法第六十二条第二項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。 3 法第六十三条第三項において準用する法第五十八条及び第五十九条の規定に基づき、存立時期の満了によつて解散した組合の継続を認可すること。 4 法第六十九条第二項において準用する法第五十八条の規定に基づき、組合の合併を認可すること。 5 法第九十五条の規定に基づき、組合に対し、必要な措置、事業の停止及び解散を命ずること。</p>

<p>に関する事務</p>	<p>五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>く、その指示に従わない場合に、その旨を公表すること。 3 法第三十条第一項の規定に基づき、指定物資を販売する者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告させること。</p>	<p>1 法第八条第一項の規定に基づき、販売業者又は役務提供者に對し、一年以内の期間を限り、訪問販売に關する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。 2 法第八条第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。 3 法第十五条第一項の規定に基づき、販売業者又は役務提供者に對し、一年以内の期間を限り、通信販売に關する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。 4 法第十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。 5 法第二十三条第一項の規定に基づき、販売業者又は役務提供者に對し、一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に關する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。 6 法第二十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。 7 法第三十九条第一項の規定に基づき、統括者に對し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその</p>
<p>行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。 8 法第三十九条第二項の規定に基づき、勧誘者に對し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。 9 法第三十九条第三項の規定に基づき、一般連鎖販売業者に對し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。 10 法第三十九条第四項の規定に基づき、同条第一項、第二項又は第三項の命令をした旨を公表すること。 11 法第四十七条第一項の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に對し、一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に關する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。 12 法第四十七条第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。 13 法第五十七条第一項の規定に基づき、業務提供誘引販売業を行う者に對し、一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。</p>	

<p>七 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>六 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>七 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>六 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>
	<p>条例第七條第一項の規定に基づき、消費生活に関する基本的計画(以下この項において「基本計画」という。)を策定すること。</p>		
<p>7 条例第二十五條第二項の規定に基づき、事業者に対し、生活必需物資を適正な価格で売り渡すよう勧告すること。</p> <p>6 条例第二十五條第一項の規定に基づき、事業者に対し、生活必需物資を適正な価格で販売するよう勧告すること。</p> <p>5 条例第二十三條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による調査の結果の概要を公表すること。</p> <p>4 条例第二十二條第一項の規定に基づき、事業者に対し、条例第十九條第一項の規格又は基準を遵守するよう勧告すること。</p> <p>3 条例第二十三條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による調査の結果の概要を公表すること。</p>	<p>1 条例第七條第三項の規定に基づき、基本計画を策定するに当たり、県民の意見を聴くこと。</p> <p>2 条例第七條第四項の規定に基づき、基本計画を公表すること。</p> <p>3 条例第十二條の規定に基づき、消費生活の状況並びに消費生活の安定及び向上に関して講じた施策の内容を公表すること。</p> <p>4 条例第二十二條第二項の規定に基づき、事業者に対し、条例第十九條第一項の規格又は基準を遵守するよう勧告すること。</p> <p>5 条例第二十三條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による調査の結果の概要を公表すること。</p> <p>6 条例第二十五條第一項の規定に基づき、事業者に対し、生活必需物資を適正な価格で販売するよう勧告すること。</p> <p>7 条例第二十五條第二項の規定に基づき、事業者に対し、生活必需物資を適正な価格で売り渡すよう勧告すること。</p>	<p>1 法第十一條第一項の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、期間を定めて、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。</p> <p>2 法第十一條第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。</p>	<p>14 法第五十七條第二項の規定に基づき、同条第一項の命令をした旨を公表すること。</p>

(みどり再生推進室長)		<p>別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄中11を14とし、2から10までを5から13までとし、1の次に次のように加える。</p> <p>2 法第十六條第五項の規定に基づき、市町村防災会議を設置しないことについて防災会議の意見を聴くこと。</p> <p>3 法第十七條第一項の規定に基づき、県相互の間で防災会議の協議会を設置すること。</p> <p>4 法第十七條第二項の規定に基づき、県相互の間で防災会議の協議会を設置した旨を内閣総理大臣に届け出ること。</p> <p>別表第四環境部の表環境政策課の項の前に次のように加える。</p>	<p>8 条例第三十三條第一項の規定に基づき、国に対し、必要な措置を講ずるよう要請すること。</p>
<p>一 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の施行に関する事務</p>	<p>二 埼玉県自然環境保全条例(昭和四十九年埼玉県条例第四号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>自然環境保全法第四十九條第一項の規定に基づき、県自然環境保全地域の特別地区の指定又はその区域の拡張について、環境大臣に協議すること。</p>	
<p>1 条例第十三條第一項及び第五項の規定に基づき、自然環境保全基本方針を決定し、又は変更すること。</p> <p>2 条例第十四條第一項及び第八項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を指定すること。</p> <p>3 条例第十七條第四項第八号の規定に基づき、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させてはならない区域を指定</p>	<p>1 条例第十三條第一項から第三項までの規定に基づき、特別地区を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更し、若しくは拡張すること並びに許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度を指定すること。</p> <p>2 条例第十七條第四項第七号の規定に基づき、湖沼及び湿原を指定すること。</p> <p>3 条例第十七條第四項第八号の規定に基づき、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させてはならない区域を指定</p>		

<p>四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>三 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	
	<p>条例第六条第一項の規定に基づき、広域緑地計画を策定すること。</p>	<p>域を変更し、若しくは拡張すること。 3 条例第十五条第一項及び第四項の規定に基づき、県自然環境保全地域に関する保全計画を決定し、又はその計画を廃止し、若しくは変更すること。</p>
<p>3 法第十五条において準用する法第九条第一項又は第二項の規定に基づき、土地の原状回復若</p> <p>2 法第九条第一項又は第二項の規定に基づき、土地の原状回復若しくは必要な措置をとるべき旨を命じ、又は当該原状回復等を自ら行い、若しくは他の者に行わせること。</p> <p>1 法第七条第六項（第十条第二項、第十三条及び第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、収用委員会に裁決を申請すること。</p>	<p>1 条例第六条第二項の規定に基づき、広域緑地計画を公表すること。</p> <p>2 条例第七条の規定に基づき、ふるさと緑の景観地を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更すること。</p> <p>3 条例第八条第一項の規定に基づき、ふるさと緑の景観地の保全計画を決定すること。</p>	<p>4 条例第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、野生動植物保護地区を指定し、若しくはその指定を解除し、又はその区域を変更すること。</p>

<p>五 国等による環境</p>	<p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第九十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（風致地区、特別緑地保全地区及び生産緑地地区に係るものに限る。）</p>	<p>五 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第九十一号）の施行に関する事務</p>	
	<p>法第十八条第一項の規定に基づき、都市計画を定めること。</p>		
<p>別表第四環境部の表環境政策課の項第五号及び第六号を次のように改める。</p> <p>国等による環境物品等の調達</p>	<p>4 法第二十四条第七項の規定に基づき、国の関係行政機関の長に対して、国土計画、地方計画等の策定又は変更を申し出ることを。</p> <p>3 法第二十四条第六項の規定に基づき、市町村に対し、都市計画の決定又は変更のための措置を求めること。</p> <p>2 法第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更すること。</p> <p>1 法第十九条（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村の都市計画に同意すること。</p>	<p>首都圏近郊緑地保全法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣の指定する近郊緑地保全区域について意見を述べることを。</p>	<p>しくは必要な措置をとるべき旨を命じ、又は当該原状回復等を自ら行い、若しくは他の者に行わせること。</p> <p>4 法第六十八条第一項の規定に基づき、緑地管理機構を指定すること。</p> <p>5 法第七十一条の規定に基づき、緑地管理機構に改善を命ずること。</p> <p>6 法第七十二条の規定に基づき、緑地管理機構の指定を取り消すこと。</p>

<p>六 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号)の施行に関する事務</p>	<p>境物品等の調達 の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)の施行に関する事務</p>
<p>別表第四環境部の表環境政策課の項第七号を削り、同表温暖化対策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表青空再生課の項第三号知事決裁事項の欄中「立案」を「制定又は改廃の立案」に改め、同号部長専決事項の欄中「第二十二条第三項」を「第四十三条第三項」に、「第十六条、第十九条又は第二十条第一項」を「第三十二条、第三十五条又は第四十一条第二項」に改め、同欄3中「第二十四条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同表廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄中20を25とし、19を24とし、18を22とし、その次に次のように加える。</p>	<p>推進等に関する法律第十条第一項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成すること。</p> <p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第十一条第一項の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成すること。</p>

- 別表第四環境部の表環境政策課の項第七号を削り、同表温暖化対策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表青空再生課の項第三号知事決裁事項の欄中「立案」を「制定又は改廃の立案」に改め、同号部長専決事項の欄中「第二十二条第三項」を「第四十三条第三項」に、「第十六条、第十九条又は第二十条第一項」を「第三十二条、第三十五条又は第四十一条第二項」に改め、同欄3中「第二十四条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同表廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄中20を25とし、19を24とし、18を22とし、その次に次のように加える。
- 23 法第十九条の十第一項の規定に基づき、土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること(産業廃棄物に係るものに限る。)
- 別表第四環境部の表廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄中17を21とし、16を20とし、15を19とし、14の次に次のように加える。
- 15 法第十五条の十七第一項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地を指定区域として指定すること(産業廃棄物に係るものに限る。)
- 16 法第十五条の十七第二項の規定に基づき、指定区域の指定をするときに、その旨を公示すること(産業廃棄物に係るものに限る。)
- 17 法第十五条の十七第四項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部について指定を解除すること(産業廃棄物に係るものに限る。)

- 18 法第十五条の十七第五項において準用する同条第二項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部について指定を解除するときに、その旨を公示すること(産業廃棄物に係るものに限る。)
- 別表第四環境部の表廃棄物指導課の項機関名の欄中「資源循環推進課」を「資源循環推進課」に改め、同表資源循環推進課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 8 法第十五条の十七第一項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地を指定区域として指定すること(一般廃棄物に係るものに限る。)
- 9 法第十五条の十七第二項の規定に基づき、指定区域の指定をするときに、その旨を公示すること(一般廃棄物に係るものに限る。)
- 10 法第十五条の十七第四項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部について指定を解除すること(一般廃棄物に係るものに限る。)
- 11 法第十五条の十七第五項において準用する同条第二項の規定に基づき、指定区域の全部又は一部について指定を解除するときに、その旨を公示すること(一般廃棄物に係るものに限る。)
- 12 法第十九条の十第一項の規定に基づき、土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること(一般廃棄物に係るものに限る。)

- 別表第四環境部の表みどり自然課の項機関名の欄中「みどり自然課」を「みどり自然課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを削り、第十号を第四号とし、同項に次の三号を加える。

<p>五 砂利採取法昭和四十二年法律第七十四号。以下この項において「法」という。の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十二条第一項の規定に基づき、砂利採取業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>2 法第二十六条の規定に基づき、採取計画の認可を受けた砂利採取業者に対して、その認可を取り消し、又は砂利の採取の停止を命ずること。</p>
<p>六 採石法(昭和二十五年法律第</p>	<p>1 法第三十二条の十の規定に基づき、採石業者の登録を取り消</p>

<p>二百九十一号。 以下この項において「法」という。の施行に関する事務</p>	<p>七 埼玉県土採取条例(昭和四十九年埼玉県条例第六号)の施行に関する事務</p>	<p>し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。 2 法第三十三条の十二の規定に基づき、採取計画の認可を受けた採石業者に対し、その認可を取り消し、又は岩石の採取の停止を命ずること。 埼玉県土採取条例第十三条の規定に基づき、採取計画の認可を受けた土採取業者に対して、その認可を取り消し、又は土の採取の停止を命ずること。</p>
--	--	--

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄9中「第五十五条において準用する非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十六條の二において準用する同法第百三十五条の二十五」を「第五十五条第二項及び第三項」に改め、「社会福祉法人の」の下に「解散及び」を加え、同表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄8及び同表障害者福祉課の項第三号部長専決事項の欄8中「第五十五条において準用する非訟事件手続法第百三十六條の二において準用する同法第百三十五条の二十五」を「第五十五条第二項及び第三項」に改め、「社会福祉法人の」の下に「解散及び」を加え、同欄に1から3までとして次の7を10とし、1から6までを4から9までとし、同欄に1から3までとして次のように加える。

- 1 法第四十九条第一項から第三項までの規定に基づき、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- 2 法第四十九条第五項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 3 法第五十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項を次のように改める。

<p>少子政策課</p>	<p>一 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二</p>	<p>法第九條第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策の実施に関する</p>	<p>1 法第九條第三項の規定に基づき、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること。 2 法第九條第四項の規定に基づ</p>
--------------	----------------------------------	--	--

<p>十号。以下この項において「法」という。の施行に関する事務</p>	<p>二 児童福祉法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>計画(以下この項において「行動計画」という。)を策定すること。 き、行動計画を公表するとともに、主務大臣に提出すること。 3 法第九条第五項の規定に基づき、行動計画に基づく措置の実施状況を公表すること。</p>
-------------------------------------	---	--

<p>三 社会福祉法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>法第五十六条第四項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、解散を命ずること。</p>	<p>1 法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の定款の認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。 2 法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の認可を決定すること。 3 法第四十三条第二項において準用する法第三十一条第四項の</p>
---	---	--

<p>二 児童福祉法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。 6 法第五十九条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する施設について事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p>	<p>1 法第三十五条第四項の規定に基づき、児童福祉施設(法第四十条に規定するものに限る。以下この項において同じ。)の設置を認可すること。 2 法第三十五条第七項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。 3 法第四十六条第三項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。 4 法第四十六条第四項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、事業の停止を命ずること。 5 法第五十八条の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。</p>
---	--	---

- 規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の定款の変更の認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。
- 4 法第四十三条第二項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の認可を決定すること。
- 5 法第四十六条第二項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。
- 6 法第四十六条第四項において準用する法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の解散の認可又は認定の申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。
- 7 法第四十九条第二項の規定に基づき、社会福祉法人の合併の認可をすること。
- 8 法第四十九条第三項において準用する法第三十一条第四項の規定に基づき、法第三十条第二項の社会福祉法人の合併認可申請に意見を付して、厚生労働大臣に送付すること。
- 9 法第五十五条第二項及び第三項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。
- 10 法第五十六条第二項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 11 法第五十六条第三項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の停止を命じ、又は役員

- 12 解職を勧告すること。
- 12 法第五十七条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、事業の停止を命ずること。
- 13 法第五十八条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、社会福祉法人に対し、予算の変更又は役員を解職すべき旨を勧告すること。
- 14 法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、その停止を命じ、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。
- 15 法第七十三条第一項の規定に基づき、社会福祉事業の経営資金を得るための寄附金の募集を許可すること。

別表第四福祉部の表子育て支援課の項第一号部長専決事項の欄7中「及び第四十条」を削り、同項第二号部長専決事項の欄9中「第五十五条において準用する非訟事件手続法第百三十六條の二において準用する同法第百三十五條の二十五」を「第五十五条第二項及び第三項」に改め、「社会福祉法人の」の下に「解散及び」を加え、同欄中14及び15を削り、16を14とし、17を15とし、同表ことも安全課の項第二号部長専決事項の欄9中「第五十五条において準用する非訟事件手続法第百三十六條の二において準用する同法第百三十五條の二十五」を「第五十五条第二項及び第三項」に改め、「社会福祉法人の」の下に「解散及び」を加え、同項に次の一号を加える。

- 四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
- 1 法第十二条の四第一項の規定に基づき、保護者に対し、児童の身边につきまとい、又は児童の住所等の付近を徘徊し、又ははならないことを命ずること。
- 2 法第十二条の四第二項の規定に基づき、同条第一項の命令の期間を更新すること。

3 法第十二条の四第六項の規定に基づき、同条第一項の命令を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号知事決裁事項の欄1中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に、「医療を提供する体制の確保に関する計画」を「医療提供体制の確保を図るための計画」に改め、同欄2中「第三十条の三第八項」を「第三十条の六」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第三十条の三第九項」を「第三十条の四第十項」に改め、同欄2中「第三十条の三第十項」を「第三十条の四第十一項」に、「共同処理」を「処理」に改め、「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「及び歯科工士」を「、歯科工士及び登録販売者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第九条第一項の規定に基づき、医療費適正化を推進するための計画（以下この項において「医療費適正化計画」という。）を定めること。	法第九条第四項の規定に基づき、医療費適正化計画を定め、又は変更しようとするに当たり、関係市町村に協議すること。
---	---	---

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄中10及び11を削り、12を10とし、13を11とし、14を12とし、同欄に次のように加える。

13 法附則第十九条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第百五十二条第一項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金等について、退職者医療関係業務に関し報告を徴し、又は当該職員に実地に検査させること。

14 法附則第十九条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第百五十二条第三項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金等につき退職者医療関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は基金の理事長等につき退職者医療関係業務に関し同法第二十一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、その旨を厚生労働大臣に通知すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第二号事務の種類欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第二百二十七条において準用する国民健康保険法第八十八条第二項の規定に基づき、後期高齢者医療診療報酬審査委員会の委員を委嘱すること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第二号部長専決事項の欄6中「第七十六条第三項」を「第百五十二条第三項」に、「社会保険診療報酬支払基金等」を「支払基金」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に、「又は基金」を「又は支払基金」に改め、同欄6を同欄10とし、同欄5中「第七十六条第一項」を「第百五十二条第一項」に、「社会保険診療報酬支払基金等」を「支払基金等」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同欄5を同欄9とし、同欄4中「第四十六条の五の六第三項」を「第八十一条第三項」に改め、同欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第九十七条第一項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額すること。

7 法第二百二十七条において準用する国民健康保険法第八十九条第一項の規定に基づき、後期高齢者医療診療報酬審査委員会が報告、出頭等を求めることを承認すること。

8 法第三百三十三条第二項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合からの協議を受けること。

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第二号部長専決事項の欄3中「第四十六条の五の六第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2中「第三十一条第五項」を「第七十二条第三項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1中「第三十一条第一項」を「第七十二条第一項」に、「開設者」を「開設者等」に改め、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第七十条第二項の規定に基づき、療養の給付に要する費用の額について別段の定めをすることを認可すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号知事決裁事項の欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第六十四条の二第一項の規定に基づき、社会医療法人の認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄2中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に改め、同欄6中「第三十条の七」を「第三十条の十一」に、「療養病床の設置」を「病床の設置」に、「療養病床の病床数」を「病床数」に改め、同欄7中「機械」を「器械」に、「又は実地修練」を「実地修練」に、「する」を「し」、又は医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に關し必要な措置を講ずる」に改め、同欄中12を削り、11を12とし、8から10までを9から11までとし、7の次に次のように加える。

8 法第四十二条の二第二項の規定に基づき、社会医療法人の認定をすること。  
別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中13を削り、14を13とし、15を14とし、16を15とし、同欄17中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第一項」に、「特別医療法人に対し、収益業務」を「社会医療法人に対し、期間を定めて収益業務の全部又は一部」に改め、同欄17を同欄16とし、同欄18中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に改め、同欄18を同欄17とし、同欄19中「第六十八条において準用する非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十六條の二において準用する同法第百三十五條の二十五」を「第六十八条第二項及び第三項」に改め、「医療法人の」の下に「解散及び」を加え、同欄19を同欄18とし、同欄20中「適用される法」の下に「第四十二条の二第一項の規定による認定並びに」を加え、「第五十六条第二項及び第三項並びに」を「及び」に改め、同欄20を同欄19とし、同欄に次のように加える。

20 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下この項において「改正法」という。)  
附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第二条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第六十四条の二の規定に基づき、特別医療法人に対し、収益業務の停止を命ずること。  
21 改正法附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第五十六条第二項の規定に基づき、解散した社団たる医療法人の財産で処分されないものを清算人が処分することを認可すること。

22 改正法附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第五十六条第三項の規定に基づき、解散した財団たる医療法人の財産で処分されないものを清算人が他の医療事業を行う者に帰属させることを認可すること。  
別表第四保健医療部の表医療整備課の項第二号事務の種類「の」を「。

以下この項において「法」という。)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項において「施行令」という。)の「に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第十四条第二項(第五十三条第二項(第六十条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に基づき、准看護師に対して処分をすること。
- 2 法第十五条の二第二項(第五十三条第二項(第六十条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に基づき、准看護師再教育研修を受けるよう命ずること。
- 3 施行令第二十条において準用する施行令第十六条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号部長専決事項の欄1中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「取り消し、」の下に「又は」を加え、「又は再免許を与え」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表業務課の項第一号部長専決事項の欄6中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改め、同欄7中「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項」に改め、同項第七号部長専決事項の欄1中「第七条第一項(第九条第二項)」を「第九条第一項(第十一条第二項)」に改め、同欄2中「第七条第二項(第九条第二項)」を「第九条第二項(第十一条第二項)」に改め、同欄3中「第八条(第九条第二項)」を「第十条(第十一条第二項)」に改め、同欄4中「第十条」を「第十二条第一項」に改め、同欄5中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄6中「第十四条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同欄7中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同欄8中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同欄9中「第二十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

別表第四産業労働部の表産業労働政策課の項第一号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第二項」に改め、同項第二号部長専決事項の欄5中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同表工業支援課の項に次の一号を加える。

<p>三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成</p>	<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想(以下この項において「基本構想」という。)を作成し、主務大臣の</p>
---	--

<p>十九年法律第三十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>認定を申請すること。 2 法第四条第五項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本構想を公表すること。 3 法第五条第一項の規定に基づき、基本構想を変更し、主務大臣の認定を申請すること。</p>	<p>四 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五条第一項の規定に基づき、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下この項において「基本計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。 2 法第六条第一項の規定に基づき、基本計画を変更することについて主務大臣に協議し、その同意を得ること。</p>
<p>別表第四産業労働部の表企業誘致・経営支援課の項に次の一号を加える。</p>	<p>1 法第五条第七項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画を公表すること。 2 法第七条第一項の規定に基づき、地域産業活性化協議会を組織すること。 3 法第七条第三項の規定に基づき、協議会を組織しようとする旨を公表すること。 4 法第十四条第三項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業立地計画を承認すること。 5 法第十五条第二項の規定に基づき、企業立地計画の承認を取り消すこと。 6 法第十六条第三項（第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業高度化計画を承認すること。 7 法第十七条第二項の規定に基づき、事業高度化計画の承認を取り消すこと。 8 法第二十一条の規定に基づき、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。 9 法第二十三条の規定に基づき、</p>		

<p>承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の実施状況について報告を求めること。</p>	<p>別表第四産業労働部の表「職業能力開発課」の項機関名の欄中「職業能力開発課」を「産業人材育成課」に改める。 別表第四農林部の表（木材利用推進室長）の項の前に次のように加える。</p>	<p>（農地活用推進室長）</p> <p>一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>二 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>1 法第五条第一項の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（次の2において「基本方針」という。）を定めること。 2 法第五条第四項の規定に基づき、基本方針を変更すること。 3 法第二十七条の四第四項の規定に基づき、調停案の受諾を勧告すること。 4 法第二十七条の七第一項の規定に基づき、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。 5 法第二十七条の十の規定に基づき、特定利用権に係る賃貸借の解除の承認をすること。</p> <p>1 法第四条第一項の規定に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下この項において「基本方針」という。）を定めること。 2 法第四条第三項の規定に基づき、基本方針において、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めること。 3 法第四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本方針につ</p>
--	---	--

<p>四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の施行に</p>	<p>三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の施行に関する事務</p>	
	<p>山村振興法第七条の二第一項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、山村振興基本方針を作成し、及び変更し、並びに主務大臣に協議すること。</p>	
<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第六項の規定に基づき、市町村が基盤整備計画を作成し、又はこれを変更することに同意すること。</p>		<p>いて農林水産大臣に協議すること。  4 法第四条第六項の規定に基づき、基本方針を変更すること。  5 法第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村計画について協議を受けること。  6 法第三十二条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体を指定すること。  7 法第三十四条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。  8 法第三十五条の規定に基づき、農林漁業体験民宿業団体の指定を取り消すこと。</p>

関する事務

別表第四農林部の表農業政策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表農産物安全課の項第五号事務の種類「法」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の第十四第一項及び第二項の規定に基づき、製造業者等に対し、品質に関する表示の基準を守るべき旨の指示をすること。

別表第四農林部の表農業支援課の項に次の一号を加える。

<p>十一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三百三十四号)の施行に関する事務</p>		<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第五項の規定に基づき、市町村の定める被害防止計画について協議を受けること。</p>
--	--	--

別表第四農林部の表生産振興課の項第二号部長専決事項の欄1中「第五十条第四項及び第五十一条第二項」を「第五十九条第四項及び第六十条第二項」に改め、同欄2中「第五十一条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同欄3中「第五十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同欄6号知事決裁事項の欄1中「第六十五条第六項及び第七項」を「第六十五条第七項及び第八項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第八条第四項又は第五項」を「第八条第六項又は第七項」に改め、同項第七号知事決裁事項の欄中「第四条第六項及び第七項」を「第四条第七項及び第八項」に改め、同項第十一号部長専決事項の欄4中「昭和二十四年法律第二百六十七号」を削り、同欄中8を9とし、7を8とし、同欄6中「第八条第二項」の下に「(第九条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第七条の二第二項の規定に基づき、検査を受けるべき旨を命ずること。  
別表第四農林部の表生産振興課の項第十一号部長専決事項の欄に次のように加える。

10 法第九条の二第一項の規定に基づき、検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずること。

別表第四農林部の表森づくり課の項第八号から第十号までを削る。

別表第四農林部の表森づくり課の項第八号から第十号までを削る。

別表第四農林部の表(県土づくり企画室長)の項第一号を次のように改める。

<p>一 景観法(平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。)及び埼玉県景観条例(平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第八条第一項の規定に基づき、景観計画を定めること。</p> <p>2 条例第十九条第二項の規定に基づき、公共事業景観形成指針を定めること。</p>	
<p>1 法第七条第一項の規定に基づき、市町村が景観行政団体として事務処理することについて、市町村長と協議し、同意すること。</p> <p>2 法第十五条第一項の規定に基づき、景観協議会を組織し、必要な場合に関係行政機関等を加えること。</p> <p>3 法第十九条第一項の規定に基づき、景観重要建造物を指定すること。</p> <p>4 法第二十二条第一項の規定に基づき、景観重要建造物の増築等の現状変更の許可をすること。</p> <p>5 法第二十二条第二項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第二十二条第一項の許可の申請があつた場合、良好な景観の保全に支障があると認めるとき、許可をしないこと。</p> <p>6 法第二十二条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第二十二条第一項の許可の申請があつた場合、良好な景観の保全のため必要があると認めるとき、許可に必要な条件を付すること。</p> <p>7 法第二十三条第一項(第三十</p>		

<p>二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第二十二条第一項の規定に違反した者若しくは同条第三項の許可の条件に違反した者又はこれらの者から景観重要建造物の権利を承継した者に対し、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命ずること。</p> <p>8 法第二十三条第二項(第三十条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、原状回復等を自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>9 法第二十四条第一項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第二十二条第一項の許可を受けられないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。</p> <p>10 法第二十六条の規定に基づき、景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善等を命じ、又は勧告すること。</p> <p>11 法第二十七条第一項の規定に基づき、景観重要建造物の指定を解除すること。</p> <p>12 法第二十七条第二項の規定に基づき、公益上の理由等により、景観重要建造物の指定を解除すること。</p> <p>13 法第二十八条第一項の規定に基づき、景観重要樹木を指定すること。</p> <p>14 法第三十一条第一項の規定に基づき、景観重要樹木の伐採又</p>	
--	--

- 15 は移植の許可をすること。  
法第三十四条の規定に基づき、景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善等を命じ、又は勧告すること。
- 16 法第三十五条第一項の規定に基づき、景観重要樹木の指定を解除すること。
- 17 法第三十五条第二項の規定に基づき、公益上の理由等により、景観重要樹木の指定を解除すること。
- 18 法第三十六条第一項の規定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と管理協定を締結し、管理を行うこと。
- 19 法第三十六条第三項（第四十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、景観整備機構が管理協定を締結する場合、認可をすること。
- 20 法第三十八条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十六条第三項の申請による管理協定を認可すること。
- 21 法第七十四条第四項の規定に基づき、市町村が準景観地区を指定しようとすることについて、市町村と協議し、同意すること。
- 22 法第八十三条第一項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第八十一条第四項の規定による景観協定の申請について、認可すること。
- 23 法第八十三条第二項（第八十四条第二項及び第九十条第三項

- 24 法第八十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、景観協定に定めた事項を変更する場合、認可をすること。
- 25 法第八十八条第一項の規定に基づき、景観協定の廃止を認可すること。
- 26 法第九十条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による景観協定の申請があつた場合、認可すること。
- 27 法第九十二条第一項の規定に基づき、民法第三十四条の法人及び特定非営利活動法人を、その申請により景観整備機構として指定すること。
- 28 法第九十五条第二項の規定に基づき、景観整備機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 29 法第九十五条第三項の規定に基づき、景観整備機構が同条第二項の命令に違反したとき、法第九十二条第一項の規定による指定を取り消すこと。
- 30 条例第十八条第三項の規定に基づき、景観形成協定を認定すること。
- 31 条例第十八条第八項の規定に基づき、景観形成協定の認定を取り消すこと。

別表第四県土整備部の表(県土づくり企画室長)の項第四号を削り、同表道路街路課の項第四号部長専決事項の欄2中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同表道路環境課の項第五号部長専決事項の欄1中「構造改良計画」の下に「又は歩行者等立体横断施設整備計画」を加え、同欄2中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「構造改良計画」の下に「又は歩行者等立体横断施設整備計画」を加え、同表河川砂防課の項第一号知事決裁事項の欄5中「水政策課」を「土地水政策課」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県船舶の 放置防止に関する 条例(平成二 十年埼玉県条例 第二十四号)の 施行に関する事 務	埼玉県船舶の放置防止に関する 条例第六条第一項の規定に基づき、 放置防止区域を指定すること。
--	--

別表第四県土整備部の表建設業課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第四都市整備部の表市街地整備課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第十八条第一項の規定に基づき、都市計画(県が施行する事業に係るものに限る。)を定めること。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号知事決裁事項の欄4を次のように改める。

4 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書又は第十三項ただし書(これらの規定を第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、用途地域又は用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街地調整区域を除く。)内の建築を許可すること(法別表第二(わ)項に掲げる建築物に係るものに限る。)

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第一号部長専決事項の欄20中「別表第二(へ)項第六号に掲げるものを除く。」、「別表第二(と)項第六号に掲

げるものを除く。」及び「別表第二(る)項第七号に掲げるものを除く。」を削り、「許可すること」の下に「(法別表第二(わ)項に掲げる建築物に係るものを除く。)」を加え、同項第四号知事決裁事項の欄2中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十四第一項」を「第十条の十六第一項」に改め、同欄2を同欄4とし、同欄1中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改め、同欄1を同欄3とし、同欄に1及び2として次のように加える。

- 1 法第十条の二十第一項の規定に基づき、指定登録機関を指定すること。
- 2 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十六第一項又は第二項の規定に基づき、指定登録機関の指定を取り消し、又は事務の停止を命ずること。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第四号知事決裁事項の欄に次のように加える。

- 5 法第二十六条の三第一項の規定に基づき、指定事務所登録機関を指定すること。
- 6 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の十六第一項又は第二項の規定に基づき、指定事務所登録機関の指定を取り消し、又は事務の停止を命ずること。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第四号部長専決事項の欄中8を12とし、7を11とし、同欄6中「講習の実施」を「必要な情報及び」に改め、同欄6を同欄10とし、同欄5中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十五第一項」を「第十条の十七第二項」に改め、同欄5を同欄9とし、同欄4中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改め、同欄4を同欄8とし、同欄3中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十一」を「第十条の十二」に改め、同欄3を同欄7とし、同欄2中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項又は第二項」を「第十条の九第一項又は第三項」に改め、同欄中2を6とし、1の次に次のように加える。

- 2 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項又は第三項の規定に基づき、二級建築士等登録等事務規程に関し認可をし、又はその変更を命ずること。

3 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十二の規定に基づき、監督上必要な命令をすること。

4 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定に基づき、二級建築士等登録等事務の休止又は廃止を許可すること。

5 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十七第二項の規定に基づき、二級建築士等登録等事務を行うこと。

別表第四都市整備部の表建築指導課の項第四号部長専決事項の欄に次のように加える。

13 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の九第一項又は第三項の規定に基づき、事務所登録等事務規程に認可をし、又はその変更を命ぜらるること。

14 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の十二の規定に基づき、監督上必要な命令をすること。

15 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定に基づき、事務所登録等事務の休止又は廃止を許可すること。

16 法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の十七第二項の規定に基づき、事務所登録等事務を行うこと。

別表第四出納局の表出納総務課の項に次の一号を加える。

<p>四 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉規則第十八号。以下この項において「規則」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 規則第二百六条第一項の規定に基づき、検査員を任命すること。</p> <p>2 規則第二百一十一条の規定に基づき、検査報告書を受理すること。</p> <p>3 規則第二百二十二条第一項の規定に基づき、検査の結果を検査を受けた者に通知すること。</p> <p>4 規則第二百二十二条第二項の規定に基づき、検査に係る措置の結果についての報告を受理すること。</p>
---	--

別表第四出納局の表会計管理課の項及び物品管理課の項を削り、同表を別表第四会計管理者の補助組織の表とする。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正す

る。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第二号事務の種類の欄中「平成二十年埼玉県条例第二十四号」の下に「。以下この項において「条例」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 条例第六条第一項の規定に基づき、放置防止区域を指定すること。
- 2 条例第六条第五項の規定に基づき、放置防止区域の全部又は一部の指定を解除すること。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十年五月一日
- 二 第一条中別表第二第十号の改正規定 平成二十年十二月一日
- 三 第一条中別表第四都市整備部の表建築指導課の項第四号の改正規定 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十六号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「支所長」の下に「東松山事務所長、本庄事務所長」を、「地域防災幹」の下に「地域調整幹」を加え、「埼玉県県営競技事務所の課長」を「大学院研究科準備室長」に改める。

第十条第三項の表を次のように改める。

<p>埼玉県川越比企地域振興センター 東松山事務所長</p>	<p>埼玉県川越比企地域振興センターの担当部長</p>
<p>埼玉県北部地域振興センター本庄事務所長</p>	<p>埼玉県北部地域振興センターの担当部長</p>

埼玉県自動車税事務所の支所長	埼玉県自動車税事務所の担当課長
埼玉県バスポートセンターの支所長	埼玉県バスポートセンターの副支所長

別表第一専決事項の欄第九号中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄中第六十八号を第七十号とし、第三十五号から第六十七号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第三十四号中「第六十六号」を「第六十八号」に改め、同号を同欄第三十六号とし、同欄第二十二号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第二十一号中「第三十二号」を「第三十四号」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第十五号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第十四号中「第十五号」を「第二十二号」に改め、同号を同欄第十六号とし、同欄第十三号の次に次の二号を加える。

十四 職員の勤務時間に関する規程(昭和二十七年埼玉県訓令第十八号)第一条第三項の規定に基づき、職員の休憩時間を一時間とすること。

十五 職員の勤務時間に関する規程第三条の規定に基づき、職員の休憩時間の時限における勤務を命ずること。

別表第二地方行政機関の表県税事務所長の項の前に次のように加える。

地域振興センター所長	一 埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務	1 条例第十二条の二第一号の規定に基づき、図書等又はがん具等の自動販売機等の設置の届出を受理すること。	1 条例第十二条の二第二号の規定に基づき、図書等又はがん具等の自動販売機等の自動販売機等に係る届出事項の変更又は設置の廃止の届出を受理すること。
		2 条例第二十六条第一項の規定に基づき、その指定する職員に、図書等若しくはがん具等の販売若しくは貸付けを営む場所等に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させること。	

二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

- 1 法第十条第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請を受理すること。
- 2 法第十条第二項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る公告及び縦覧に供すること。
- 3 法第十二条の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証又は不認証を決定し、通知すること。
- 4 法第十三条第二項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の登記完了の届出を受理すること。
- 5 法第十八条第三号の規定に基づき、特定非営利活動法人の監事からの報告を受けること。
- 6 法第二十二條の規定に基づき、特定非営利活動法人の役員の変更等の届出を受理すること。
- 7 法第二十五条第三項及び第五項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る公告及び縦覧に供すること並びに認証又は不認証を決定し、通知すること。
- 8 法第二十五条第四項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請を受理すること。
- 9 法第二十五条第六項の規定に基づき、特定非営利活動法人の軽微な事項に係る定款の変更の届出を受理すること。
- 10 法第二十六条第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人の所轄庁の変更に伴う定款の変更の認証申請を変更後の所轄庁へ

- 11 法第二十六条第三項の規定に基づき、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けること。
- 12 法第二十九条第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等及び定款等を受理すること。
- 13 法第二十九条第二項の規定に基づき、特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等及び定款等を閲覧させること。
- 14 法第三十条の規定に基づき、特定非営利活動法人の仮理事を選任すること。
- 15 法第三十一条第二項の規定に基づき、同条第一項第三号に掲げる事由による特定非営利活動法人の解散を認定すること。
- 16 法第三十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号に掲げる事由による特定非営利活動法人の解散の認定の申請を受理すること。
- 17 法第三十一条第四項の規定に基づき、特定非営利活動法人の解散の届出を受理すること。
- 18 法第三十二条第二項の規定に基づき、解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡を認証すること。
- 19 法第三十四条第三項及び第五項の規定に基づき、特定非営利活動法人の合併の認証申請に係る公告及び縦覧に供すること並びに認証又は不認証を決定し、通知すること。
- 20 法第三十四条第四項の規定に基づき、特定非営利活動法人の

<p>五 商工会議所法（昭和二十八年法律第百</p>	<p>四 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>三 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の施行に関する事務</p>	<p>合併の認証の申請を受理すること。</p> <p>21 法第三十九条第二項の規定に基づき、特定非営利活動法人の合併の登記完了の届出を受理すること。</p> <p>22 法第四十条の規定に基づき、解散した特定非営利活動法人の清算人就職の届出を受理すること及び清算終了の届出を受理すること。</p> <p>23 法第四十一条第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況に関する報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。</p> <p>24 法第四十一条第二項の規定に基づき、特定非営利活動法人の役員等に対し、職員に立入検査の理由書を提示させ、又は交付させること。</p> <p>租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第一項第八号に規定する所轄庁の証明書を交付すること。</p> <p>1 法第四十四条第二項の規定に基づき、商工会の定款変更を認可すること。</p> <p>2 法第四十九条の規定に基づき、商工会の決算関係書類を受理すること。</p> <p>1 法第七条第二項第一号又は第二号の規定に基づき、特定商工業者該当基準を許可すること。</p>
----------------------------	--	---	---

興センター所長			四十三号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八	七 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	六 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	
法第三十五条の規定に基づき、承認経営革新計画の実施状況の報告を求めること。			
1 法第九条第三項(第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、経営革新計画の承認をし、又はその変更の承認をすること。	2 法第五条の二十三第六項及び第七十一条において準用する中小企業等協同組合法第百五条の二第一項の規定に基づき、組合の決算関係書類を受理すること。	3 法第百五条の二第一項の規定に基づき、組合の決算関係書類(中小企業団体中央会に関するものを除く。)を受理すること。	2 法第十二条第一項の規定に基づき、商工会議所が特定商工業者に負担金を賦課することを許可すること。 3 法第四十六条第二項の規定に基づき、商工会議所の定款変更を認可すること。 4 法第五十七条の規定に基づき、商工会議所の収支決算等に関する報告を受けること。 1 法第五十一条第二項の規定に基づき、組合の定款変更を認可すること。 2 法第五十七条の二の規定に基づき、火災共済協同組合の火災共済規程の変更を認可すること。 1 法第五十一条第二項の規定に基づき、組合の定款変更を認可すること。

センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振

			号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 二 旅行業法(昭和二十七年法律第百二十九号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務
10 法第二十六条第一項の規定に基づき、旅行者等とその業務	9 法第二十一条の規定に基づき、旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿を公衆の閲覧に供すること。	8 法第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、旅行者等の登録を抹消すること。	2 法第十条第二項の規定に基づき、承認経営革新計画の承認を取り消すこと。 1 法第五条第一項の規定に基づき、旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿に登録すること。 2 法第六条の三第二項において準用する法第五条第一項の規定に基づき、旅行者の登録の有効期間の更新をすること。 3 法第六条の四第二項において準用する法第五条第一項の規定に基づき、旅行者の変更登録をすること。 4 法第六条の四第四項の規定に基づき、旅行者等の登録事項の変更の届出を受理し、登録すること。 5 法第十条の規定に基づき、旅行者に旅行業務に関する旅行者との取引の額を報告させること。 6 法第十五条の規定に基づき、旅行者等の事業の廃止等の届出を受理すること。 7 法第十八条の三の規定に基づき、旅行者等に対し業務の改善を命ずること。 8 法第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、旅行者等の登録を抹消すること。

東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興

11 に関し報告させること。  
に専決することができる事項に  
関し、法第二十六条第二項の規  
定に基づき、旅行者等の営業  
所若しくは事務所に立ち入り、  
帳簿書類その他の物件を検査し、  
又は関係者に質問させること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第七号委任事務の欄中42を削り、43を42とし、44から56までを43から55までとし、同項第八号委任事務の欄25中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄26中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同欄27中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同欄28中「第十三条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同項第二十三号委任事務の欄1中「第十七条」を「第三十三条」に改め、同欄2中「第十八条」を「第三十四条」に改め、同欄3中「第二十条第一項」を「第四十一条第二項」に改め、同欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 委任された事務又は専決することができる事項に関し、法第四十一条第一項の規定に基づき、対象自動車を使用する事業者に対し、対象自動車の台数を報告させ、又は職員に事務所その他の事業場への立入検査をさせること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二十三号専決事項の欄1中「第十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同欄2中「第十九条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同欄3中「第十九条第三項」を「第三十五条第三項」に改め、同欄4中「第二十条第二項」を「第四十一条第五項」に改め、同表児童相談所長の項第二号委任事務の欄2中「聴く」の下に「とともに、効果等を勘案する」を加え、同欄中2を5とし、1を2とし、その次に次のように加える。

3 法第九条の三第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、児童の福祉に関する事務に従事する職員に許可状を交付して、臨検若しくは搜索又は必要な調査若しくは質問をさせること。

4 法第九条の三第三項の規定に基づき、許可状を請求すること。  
別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第二号委任事務の欄に1として次のように加える。

1 法第八条の二第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第二号専決事項の欄を次のように改める。

1 法第十一条第三項の規定に基づき、保護者に対し、同条第二項の指導を受けるよう勧告すること。  
2 法第十一条第四項の規定に基づき、児童に対し、必要な措置を講ずること。

別表第二地方行政機関の表福祉保健総合センター所長の項第三号委任事務の欄中「第六条の三第二項」を「第六条の二第二項」に改め、同項第六号事務の種類「並びに児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号）」を削り、同号委任事務の欄4中「若しくは第六項」を削り、同欄7中「施行令」を「又は施行令」に改め、「又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第四号第六項」を削り、「技能修得資金」を「技能習得資金」に、「就業資金及び特例児童扶養資金」を「及び修業資金」に改め、同項第十号専決事項の欄1中「次の2及び3」を「以下この項」に改め、同欄中6を7とし、5を6とし、同

欄4中「5及び6」を「6及び7」に改め、同欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 旧法第九条第四項の規定に基づき、診療エックス線技師の再免許を与えること。

別表第二地方行政機関の表福祉保健総合センター所長の項第二十六号専決事項の欄1中「第六十条第一項」を「第五十三条第二項(第六十条において準用する場合を含む。)」に改め、同欄2中「第十二条(第六十条第一項)」を「第十一条(第五十三条第二項(第六十条において準用する場合を含む。))」に改め、同欄3中「第十三条(第六十条第一項)」を「第十二条第五項(第五十三条第二項(第六十条において準用する場合を含む。))」に改め、同欄中9を削り、8を9とし、4から7までを5から8までとし、3の次に次のように加える。

4 法第十四条(第五十三条第二項(第六十条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に基づき、准看護師免許証を交付すること。

別表第二地方行政機関の表福祉保健総合センター所長の項に次の二号を加える。

<p>三十一 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「施行規則」という。)及び薬事法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第三十四号)の施行に関する事務</p>	
<p>1 施行規則第五百九条の八第一項の規定に基づき、登録販売者名簿を備え、販売従事登録をすること。</p> <p>2 施行規則第五百九条の八第二項の規定に基づき、販売従事登録証を交付すること。</p> <p>3 施行規則第五百九条の九第一項の規定に基づき、登録事項の訂正を行うこと。</p> <p>4 施行規則第五百九条の十第四項の規定に基づき、登録を消除すること。</p> <p>5 施行規則第五百九条の十一第一項の規定に基づき、販売従事登録証を書換え交付すること。</p> <p>6 施行規則第五百九条の十二第一項の規定に基づき、販売従</p>	

<p>三十二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の施行に関する事務</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の規定に基づき、支援給付を行うこと。</p>	<p>7 事登録証を再交付すること。</p> <p>8 施行規則第五百九条の第十四項又は第五百九条の十三の規定に基づき、販売従事登録証の返納を受けること。</p> <p>9 薬事法施行細則第十二条の規定に基づき、合格証書を再交付すること。</p>
---	--	---

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号事務の種類欄中「並びに医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四百十一号)」を削り、同号委任事務の欄中22を削り、21を25とし、20を24とし、同欄19中「診療所に療養病床を設けた者から療養病床の病室の病床数の減少」を「法第七条第三項の許可を受けな

いで行つた診療所の病床数等の変更」に改め、同欄中19を23とし、18を22とし、17を20とし、その次に次のように加える。

21 施行令第三条の三の規定に基づき、法第七条第三項の許可を受けないで診療所に病床を設けた者から病床数等の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号委任事務の欄中16を19とし、15を18とし、同欄14中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同欄中14を17とし、5から13までを8から16までとし、同欄4中「の療養病床」を「の病床」に、「療養病床の病床数」を「病床数、病床の種類」に改め、同欄中4を7とし、3を6とし、2を5とし、1の次に次のように加える。

2 法第六条の三第一項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者から報告を受理すること。

3 法第六条の三第二項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者から変更の報告を受理すること。

4 法第六条の三第六項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の開設者に対し、管理者をして報告を行わせ、又は報告の内容を是正させること。  
別表第二地方行政機関の表保健所長の項第六号委任事務の欄中7を削り、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第二十条の四第四項の規定に基づき、検体検査用放射性同位元素の設置等についての届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第六号委任事務の欄中8を削り、9を8とし、10から12までを9から11までとし、同項第十四号事務の種類の欄中「及び」を「」に改め、「施行規則」という。」の下に「及び旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

13 旅館業法施行条例第十四条の規定に基づき、衛生管理に係る責任者の選任又は変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十六号事務の種類の欄中「、公衆浴場法施行規則」を「及び公衆浴場法施行規則」に改め、「及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第十六号）」を削り、同号委任事務の欄6を削り、同項第三十二号事務の種類の欄中「昭和三十六年厚生省令第一号。」を削り、同号委任事務の欄中22を25とし、18から21までを21から24までとし、17を19とし、その次に次のように加える。

20 法第七十二条の三の規定に基づき、薬局開設者に対し、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十二号委任事務の欄中16を18とし、3から15までを5から17までとし、2の次に次のように加える。

3 法第八条の二第二項の規定に基づき、薬局の報告を受理すること。

4 法第八条の二第二項の規定に基づき、薬局の変更の報告を受理すること。  
別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十二号専決事項の欄10中「第七十二条の三第三項」を「第七十二条の四第一項」に改め、同欄11中「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項」に改め、同項第三十五号専決事項の欄1

中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同欄2中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表川口保健所長、朝霞保健所長及び越谷保健所長の項第一号専決事項の欄1中「次の2及び3」を「以下の項」に改め、同欄中6を7とし、5を6とし、同欄4中「5及び6」を「6及び7」に改

め、同欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 旧法第九条第四項の規定に基づき、診療エックス線技師の再免許を与えること。

別表第二地方行政機関の表川口保健所長、朝霞保健所長及び越谷保健所長の項第十七号専決事項の欄1中「第六十条第一項」を「第五十三条第二項（第六十条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄2中「第十二条（第六十条第一項）」を「第十一条（第五十三条第二項（第六十条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄3中「第十三条（第六十条第一項）」を「第十二条第五項（第五十三条第二項（第六十条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄中9を削り、8を9とし、4から7までを5から8までとし、3の次に次のように加える。

4 法第十四条（第五十三条第二項（第六十条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）の規定に基づき、准看護師免許証を交付すること。

別表第二地方行政機関の表川口保健所長、朝霞保健所長及び越谷保健所長の項に次の一号を加える。

<p>十九 薬事法施行規則（以下この項において「施行規則」という。）及び薬事法施行細則の施行に関する事務</p>	<p>1 施行規則第五百九条の八第一項の規定に基づき、登録販売者名簿を備え、販売従事登録をすること。 2 施行規則第五百九条の八第二項の規定に基づき、販売従事登録証を交付すること。 3 施行規則第五百九条の九第一項の規定に基づき、登録事項の訂正を行うこと。 4 施行規則第五百九条の十第四項の規定に基づき、登録を消除すること。 5 施行規則第五百九条の十一第一項の規定に基づき、販売従事登録証を書換え交付すること。 6 施行規則第五百九条の十二第一項の規定に基づき、販売従事登録証を再交付すること。</p>
--	---

別表第二地方行政機関の表産業労働センター所長の項を削る。  
 別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項、地域創造センター所長の項及び消費生活支援センター所長の項を削り、同表県営競技事務所長の項第三号及び第四号を削り、同項の次に次のように加える。

		<p>7 施行規則第百五十九条の第十二項又は第百五十九条の十三の規定に基づき、販売従事登録証の返納を受けること。        8 薬事法施行細則第十二条の規定に基づき、合格証書を再交付すること。</p>
<p>パスポートセンター所長        旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三条第一項の規定に基づき、一般旅券の発給の申請を受理し、外務大臣に送付すること。        2 法第八条第一項から第三項までの規定に基づき、一般旅券を交付すること。        3 法第九条第一項及び第三項の規定に基づき、渡航先の追加の申請を受理し、外務大臣に送付すること及び当該一般旅券を交付すること。        4 法第十条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、一般旅券の記載事項の</p>	

長	一 消費生活用	<p>訂正の申請を受理し、外務大臣に送付すること及び当該一般旅券を交付すること。        5 法第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般旅券の査証欄増補の申請を受理し、外務大臣に送付すること及び当該一般旅券を交付すること。        6 法第十七条の規定に基づき、旅券を紛失又は焼失した旨の届出を受理すること。        7 法第十九条第五項及び第六項の規定に基づき、失効した一般旅券の返納を受けること及び当該一般旅券を消印して還付すること。        8 旅券法施行令第四条の規定に基づき、知事が行うこととされている事務の処理に関すること。</p>	1 法第四十条第一項の規定に基
---	---------	--	-----------------

消費生活支援センター所

<p>二 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号。以下この項において「条例」という。）及び埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（平成八年埼玉県規則第三十七号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>1 条例第八条第一項の規定に基づき、必要な施策を講ずること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p> <p>2 条例第八条第二項の規定に基づき、必要な条件を整備すること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p> <p>3 条例第九条の規定に基づき、必要な施策を講ずること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p> <p>4 条例第十条の規定に基づき、公表する等必要な施策を講ずること。</p> <p>5 条例第十三条第一項の規定に基づき、調査を行うこと。</p> <p>6 条例第十三条第二項の規定に基づき、事業者に対し、商品又は役員が安全であることの立証を求めること。</p> <p>7 条例第十三条第三項の規定に基づき、同条第一項の調査の概要（同条第二項の立証の内容を含む。）を公表すること。</p> <p>8 条例第十四条の規定に基づき、</p>	<p>つき、特定製品の販売の事業を行う者に対し、その業務の状況に關し報告させること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p> <p>2 法第四十一条第一項の規定に基づき、職員に、特定製品の販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、特定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p>
<p>9 条例第十五条の規定に基づき、商品又は役務の名称、商品又は役員を供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を公表すること。</p> <p>10 条例第二十六条第一項の規定に基づき、相談又は苦情の内容を調査し、必要な措置を講ずること。</p> <p>11 条例第二十六条第二項の規定に基づき、相談又は苦情に関する情報を消費者及び事業者に提供すること。</p> <p>12 条例第二十六条第四項の規定に基づき、相談又は苦情の解決に必要な措置を講ずること。</p> <p>13 条例第二十七条第一項の規定に基づき、消費者からの苦情を埼玉県消費生活審議会のあつせん又は調停に付すること。</p> <p>14 条例第二十八条第一項の規定に基づき、援助を行うこと。</p> <p>15 条例第二十九条第一項の規定に基づき、申出を受理すること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p> <p>16 条例第二十九条第二項の規定に基づき、条例に基づく措置その他適当な措置をとること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p> <p>17 条例第三十条第一項の規定に基づき、事業者に対し、その業務に關し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、</p>	<p>事業者に対し、危害を防止するために、必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p>

<p>三 埼玉県生活科学センター                  条例（平成十四年埼玉県条</p>	
<p>1 条例第三条第                  二項の規定に基                  づき、休館日に                  開館し、又は臨</p>	
	<p>18 条例第三十二條第一項の規定に基づき、公表すること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p> <p>19 条例第三十二條第二項の規定に基づき、事業者が条例第十四條の規定による勧告に従わないときに、その旨を公表すること。</p> <p>20 規則第九条の規定に基づき、貸付の可否を決定し、その旨を申請者に通知すること。</p> <p>21 規則第十二條第一項の規定に基づき、決定を取り消すこと。</p> <p>22 規則第十四條第三項の規定に基づき、返還の猶予の可否を決定し、その旨を申請者に通知すること。</p> <p>23 規則第十五條第二項の規定に基づき、債務の免除の可否を決定し、その旨を申請者に通知すること。</p> <p>24 規則第十八條の規定に基づき、報告を求めること。</p> <p>25 規則第十九條第二項の規定に基づき、同條第一項の申出書の提出があつたときに、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知すること（本庁において当該事務を所掌した場合を除く。）。</p>
<p>7 条例第九条第                  一項の規定に基                  づき、利用の条                  件を変更し、若</p>	<p>例第六十三                  号。以下この                  項において                  「条例」とい                  う。）の施行                  に関する事務</p> <p>2 条例第四条た                  だし書の規定に                  基づき、同條に                  規定する利用時                  間を変更するこ                  と。</p> <p>3 条例第五条第                  一項の規定に基                  づき、センター                  の施設等の利用                  を許可し、及び                  当該許可に係る                  事項の変更を許                  可すること。</p> <p>4 条例第五条第                  三項の規定に基                  づき、当該許可                  に係る利用につ                  いて条件を付す                  ること。</p> <p>5 条例第六条た                  だし書の規定に                  基づき、同條に                  規定する利用期                  間を変更するこ                  と。</p> <p>6 条例第八条の                  規定に基づき、                  利用者の遵守事                  項を定め、及び                  利用者に対し、                  適宜な指示をす                  ること。</p>

<p>しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</p>
<p>8 条例第十二条の規定に基づき、立入りを禁止し、又はセンターからの退去を命ずること。</p>
<p>9 条例第十四条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除すること。</p>

別表第二地方機関の表食肉衛生検査センター所長の項第一号委任事務の欄14を削り、同項第二号専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第三十条第二項の規定に基づき、食品衛生監視員に営業の施設等について監視又は指導を行わせること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号専決事項の欄6中「(大正十一年法律第六十二号)第二十三条第一項」を「(平成十八年法律第百八号)第百五十条第一項」に、「信託財産の管理方法を変更する」を「信託の変更を命ずる」に改め、同欄7中「第四十六条」を「第五十七条第二項」に改め、同欄8中「第四十七条」を「第五十八条第四項」に改め、同欄9中「第五十八条」を「第百六十五条第一項」に、「解除」を「終了」に改め、同項第十一号専決事項の欄1中「第十九条の八第一項」を「第十九条の十三第一項」に、「又は販売業者」を「等」に改め、同表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄13中「1」を「7」に改め、同欄13を同欄19とし、同欄12中「1」を「7」に改め、同欄12を同欄18とし、同欄11中「1」を「7」に改め、同欄中11を17とし、1から10までを7から16までとし、同欄に1から6までとして次のように加える。

1 法第十条の五第七項(第十条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村の市町村森林整備計画について協議を受けること。

2 法第十一条第四項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、森林施設計画(対象とする森林の所在地が所管区域外にわたるものを除く。次の3及び5において同じ。)が適当である旨の認定をすること。

3 法第十三条の規定に基づき、認定森林所有者等に対し、森林施設計画を変更すべき旨を通知すること。

4 法第十五条の規定に基づき、立木の伐採又は造林等の届出書を受理すること。

5 法第十六条の規定に基づき、森林施設計画の認定を取り消すこと。

6 法第十七条第二項の規定に基づき、承継の届出書を受理すること。

別表第二地方機関の表農林総合研究センター所長の項第三号を削り、同表寄居林業事務所長の項第一号専決事項の欄13中「1」を「7」に改め、同欄13を同欄19とし、同欄12中「1」を「7」に改め、同欄12を同欄18とし、同欄11中「1」を「7」に改め、同欄中11を17とし、1から10までを7から16までとし、同欄に1から6までとして次のように加える。

1 法第十条の五第七項(第十条の六第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村の市町村森林整備計画について協議を受けること。

2 法第十一条第四項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、森林施設計画(対象とする森林の所在地が所管区域外にわたるものを除く。次の3及び5において同じ。)が適当である旨の認定をすること。

3 法第十三条の規定に基づき、認定森林所有者等に対し、森林施設計画を変更すべき旨を通知すること。

4 法第十五条の規定に基づき、立木の伐採又は造林等の届出書を受理すること。

5 法第十六条の規定に基づき、森林施設計画の認定を取り消すこと。

6 法第十七条第二項の規定に基づき、承継の届出書を受理すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中71を82とし、43から70までを54から81までとし、42を49とし、その次に次のように加える。

50 法第四十八条の十七第一項の規定に基づき、協定を締結すること。

51 法第四十八条の十八第一項の規定に基づき、公告し、縦覧に供すること。

- 52 法第四十八条の十八第二項の規定に基づき、意見書を受理すること。
- 53 法第四十八条の十八第三項の規定に基づき、公示し、閲覧に供すること。  
別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中41を48とし、35から40までを42から47までとし、同欄34中「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の七第二項」に改め、同欄34を同欄41とし、同欄33中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改め、同欄中33を40とし、32を35とし、その次に次のように加える。
- 36 法第四十七条の五第一項の規定に基づき、要請を受けること。
- 37 法第四十七条の五第三項の規定に基づき、工事計画書の家を作成すること。
- 38 法第四十七条の五第四項又は第六項の規定に基づき、公安委員会に意見を聴くこと。
- 39 法第四十七条の五第五項の規定に基づき、通知すること。  
別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中31を34とし、6から30までを9から33までとし、5を6とし、その次に次のように加える。
- 7 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、駐車料金を徴収すること。
- 8 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、割増金を徴収すること。  
別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。
- 2 法第十七条第三項の規定に基づき、市町村からの協議を受け、同意すること。  
別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第七号委任事務の欄1中レをソとし、タをレとし、ヨの次に次のように加える。  
タ 法第六十八条第二項の規定に基づき、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に同条第一項の他の工事に要する費用を負担させること。  
別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第七号委任事務の欄9中「1のタ」を「1のレ」に、「8及び9」を「10及び11」に改め、同項第二十一号委任事務の欄3中「第三十一条の二第二項第十四号ハ又は第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ又は第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同欄4中「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第二十六号から第四十

号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

<p>二十六 景観法(平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。)、埼玉県景観条例(平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。)</p> <p>及び埼玉県景観規則(平成十九年埼玉県規則第九十号。以下この項において「規則」という。)</p> <p>の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十六条第一項の規定に基づき、届出を受理すること。</p> <p>2 法第十六条第二項の規定に基づき、変更の届出を受理すること。</p> <p>3 法第十六条第三項の規定に基づき、必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>4 法第十六条第五項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体からの通知を受理すること。</p> <p>5 法第十六条第六項の規定に基づき、国の機関又は地方公共団体に対し、協議を求めること。</p> <p>6 法第十七条第一項の規定に基づき、特定届出対象行為について必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>7 法第十七条第四項の規定に基づき、同条第二項の期間の延長</p>
---	--

- 及び通知をすること。
- 8 法第十七条第五項の規定に基づき、原状回復等を命ずること。
- 9 法第十七条第六項の規定に基づき、原状回復等を自ら実施等すること。
- 10 法第十七条第七項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に立入検査等をさせること。
- 11 法第十八条第二項の規定に基づき、行為の着手制限の期間を短縮すること。
- 12 条例第七条第二項ただし書の規定に基づき、図書の添付を省略すること。
- 13 条例第八条第一項の規定に基づき、必要な指導又は助言をすること。
- 14 条例第八条第二項の規定に基づき、指導又は助言の終了に係る通知をすること。

- 15 条例第九条第一項の規定に基づき、勧告の内容を公表すること。
- 16 条例第十条第一項の規定に基づき、行為の着手制限の期間短縮をすること。
- 17 条例第十条第二項の規定に基づき、期間短縮の通知をすること。
- 18 条例第十二条の規定に基づき、報告を求めること。
- 19 条例第十三条第二項の規定に基づき、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすること。
- 20 規則第三条第五項第一号イ、同条第六項第一号、第六条第一項第一号ロ(1)及び同項第二号二(1)の規定に基づき、立面図の面数を指定すること。

別表第二地方機関の表朝霞県土整備事務所長、北本県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、飯能県土整備事務所長、東松山県土整備事務所長、秩父県土整備事務所長、

備事務所長、熊谷県土整備事務所長、行田県土整備事務所長及び杉戸県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄及び第二号委任事務の欄中「新座緑道及び狭山稲荷山公園」を「及び新座緑道」に改める。

別表第二公の施設の表埼玉県立大学学長の項第一号委任事務の欄1中「第五第三項」を「第四第三項」に改め、「及び埼玉県立大学短期大学部(次の2において「大学等」という。)」を削り、同欄2中「第六条」を「第五条」に、「大学等」を「埼玉県立大学」に改め、同欄3中「第七条ただし書」を「第六条ただし書」に、「大学等」を「埼玉県立大学」に改め、同欄4中「第八条」を「第七条」に改め、同欄5中「第十条」を「第九条」に改め、同項第二号委任事務の欄中「大学等」を「埼玉県立大学」に改め、同項第三号事務の種類の欄中「旧埼玉県立厚生専門学院」の下に「及び旧埼玉県立大学短期大学部」を加え、同号委任事務の欄中「生徒」の下に「又は旧埼玉県立大学短期大学の学生」を加え、同項第四号専決事項の欄中「短期大学部長」を「大学院研究科準備室長」に改める。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十六号事務の種類の欄中「及び公衆浴場法施行規則」を「公衆浴場法施行規則」に改め、「施行規則」という。)の下に「及び公衆浴場法施行条例(平成二十年埼玉県条例第十九号)」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

6 公衆浴場法施行条例第七条の規定に基づき、衛生管理に係る責任者の選任又は変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項中第四十二号を第四十三号とし、第八号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 埼玉県船舶の 放置防止に関する 条例(平成二 十年埼玉県条例 第二十四号。以 下この項におい て「条例」とい う。)の施行に 関する事務	1 条例第八条第 一項又は第二項 の規定に基づ き、放置船舶の 所有者等に対 し、放置船舶の 放置をやめるよ う指導し、又は 警告すること。
--	--

2 条例第八条第  
三項又は第四項  
の規定に基づ  
き、違法栈橋等  
の所有者に対  
し、違法栈橋等  
を撤去するよう  
指導し、又は警  
告すること。

3 条例第八条第  
五項の規定に基  
づき、職員に、  
放置船舶又は違  
法栈橋等に立ち  
入り、調査させ  
ること。

4 条例第九条第  
一項の規定に基  
づき、職員に、  
放置船舶を移動  
させ、又は違法  
栈橋等を撤去さ  
せること及び緊  
急の必要がある  
と認めること。

5 条例第九条第  
二項の規定に基  
づき、職員に放  
置船舶又は違法  
栈橋等に立ち入  
らせること。

6 条例第十条第  
一項の規定に基  
づき、放置船舶  
又は違法栈橋等  
を保管するこ  
と。

7 条例第十条第  
二項の規定に基

づき、放置船舶の所有者等又は違法栈橋等の所有者に通知し、返還するために必要な措置を講ずること。

8 条例第十条第二項ただし書の規定に基づき、放置船舶の所有者等又は違法栈橋等の所有者の氏名等を確知することができないときに、その旨等を告示すること。

9 条例第十条第三項の規定に基づき、放置船舶又は違法栈橋等を処理すること。

10 条例第十三条第一項の規定に基づき、警告を受けた日から起算して五年以内に警告を再度受けたときに、その旨を公表すること。

11 条例第十三条第二項の規定に基づき、公表の日から起算して五年以内に警告を改めて受けた

ときに、その旨を公表すること。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条中別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項の改正規定は同年五月一日から、第一条中別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号の改正規定及び第二条中別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十六号の改正規定は同年十月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十七号

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三号中「埼玉県立学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二項中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

## 訓令

### 埼玉県訓令第二号

本 庁  
地 域 機 関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 橋本光男

企画財政部、総務部、危機管理防災部、環境部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に関する事と並びに企業局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び収用委員会との連絡調整に関する事。

副知事 岡島敦子

県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林部及び会計管理者の所掌事務に関する事と並びに病院局、教育委員会、監査委員及び労働委員会との連絡調整に関する事。

附則

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。  
2 副知事の担任意務に関する訓令(平成十九年埼玉県訓令第二十一号)は、廃止する。

### 埼玉県訓令第三号

本 庁  
地 域 機 関

本部の設置基準等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

本部の設置基準等に関する規程の一部を改正する訓令

本部の設置基準等に関する規程(昭和五十一年埼玉県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「部局」を「部」に改める。

第三条第一項中「部局の長」を「部長又は会計管理者」に、「関係部局の長」を「関係する部長及び会計管理者」に、「総合政策部長」を「企画財政部長」に改め、同条第二項中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

### 埼玉県訓令第四号

本 庁  
地 域 機 関

プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程の一部を改正する訓令

プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程(昭和五十一年埼玉県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「部局」を「部」に改める。

第三条第一項中「部局の長」を「部長又は会計管理者」に、「総合政策部長」を「企画財政部長」に改め、同条第二項中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改める。

別記様式中「(四)」を削る。

附 則  
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六―二二九〇―二(代表)